

# 第5章

## 名護市一般廃棄物処理基本計画



## 5-1 基本的事項

### (1) 計画策定の背景

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、国においては、循環型社会元年と位置付けられた 2000（平成 12）年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。

また、2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、2019（令和元）年 10 月には食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2022（令和 4）年 4 月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

本市においては、2017（平成 29）年 3 月に策定した名護市一般廃棄物処理基本計画（以下、「当初計画」という。）に基づきごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

また、本市では、2025（令和 7）年度から、新たな一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設・リサイクルセンター）（以下、「名護市一般廃棄物処理施設」という。）が稼働しており、新しいごみ分別区分及び処理体制が始まっています。さらに、2026（令和 8）年度からは新たなし尿受入施設（名護下水処理場内）が供用開始となります。

このような社会的背景の変化から、この度、当初計画を見直すとともに、本計画に統合することとなりました。



## (2) 計画の位置付け (図 5.1)

名護市一般廃棄物処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

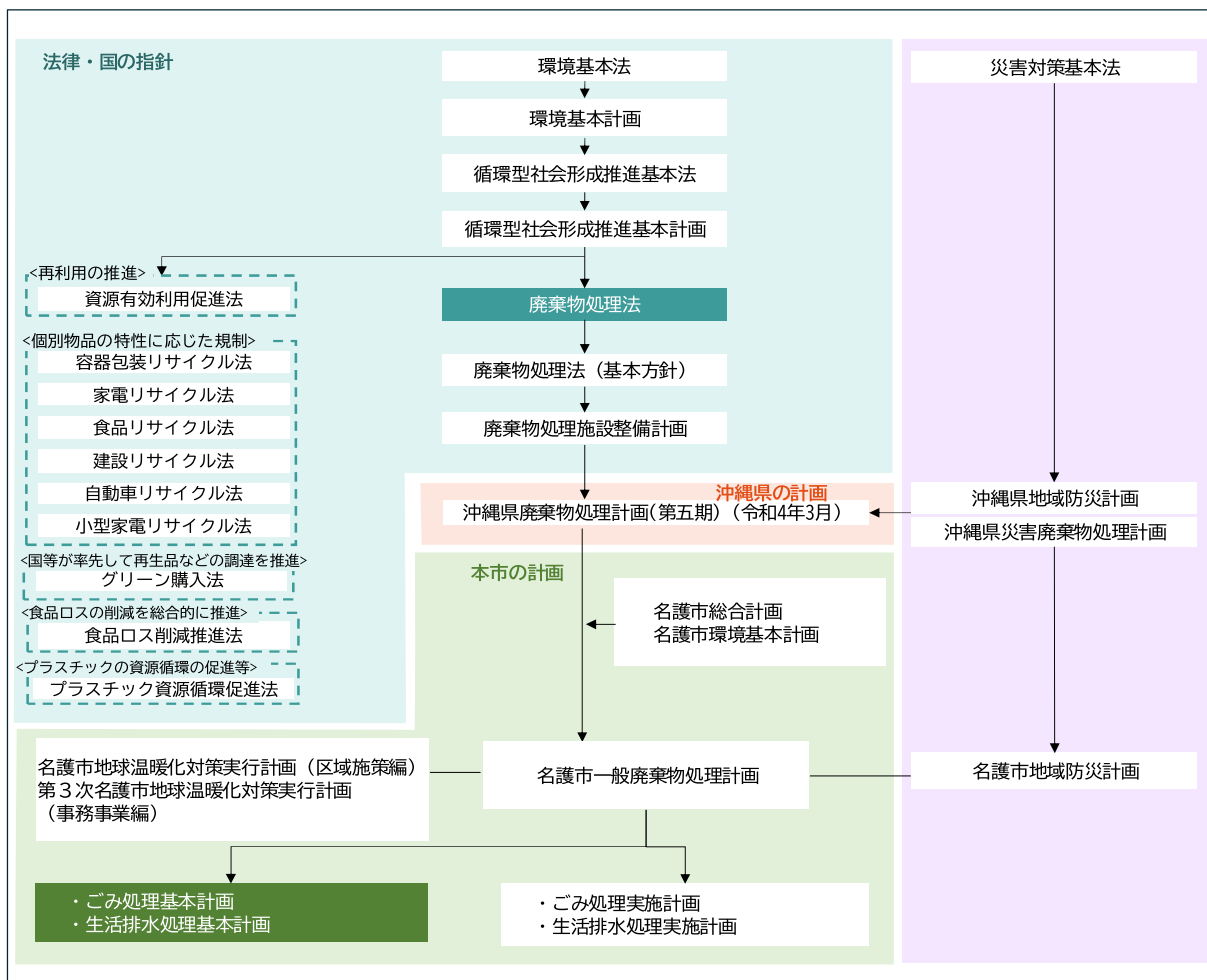


図 5.1 名護市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



### (3) 計画対象範囲 (図 5.2)

計画対象範囲は市内全域（米軍施設を除く）を対象とし、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とします。

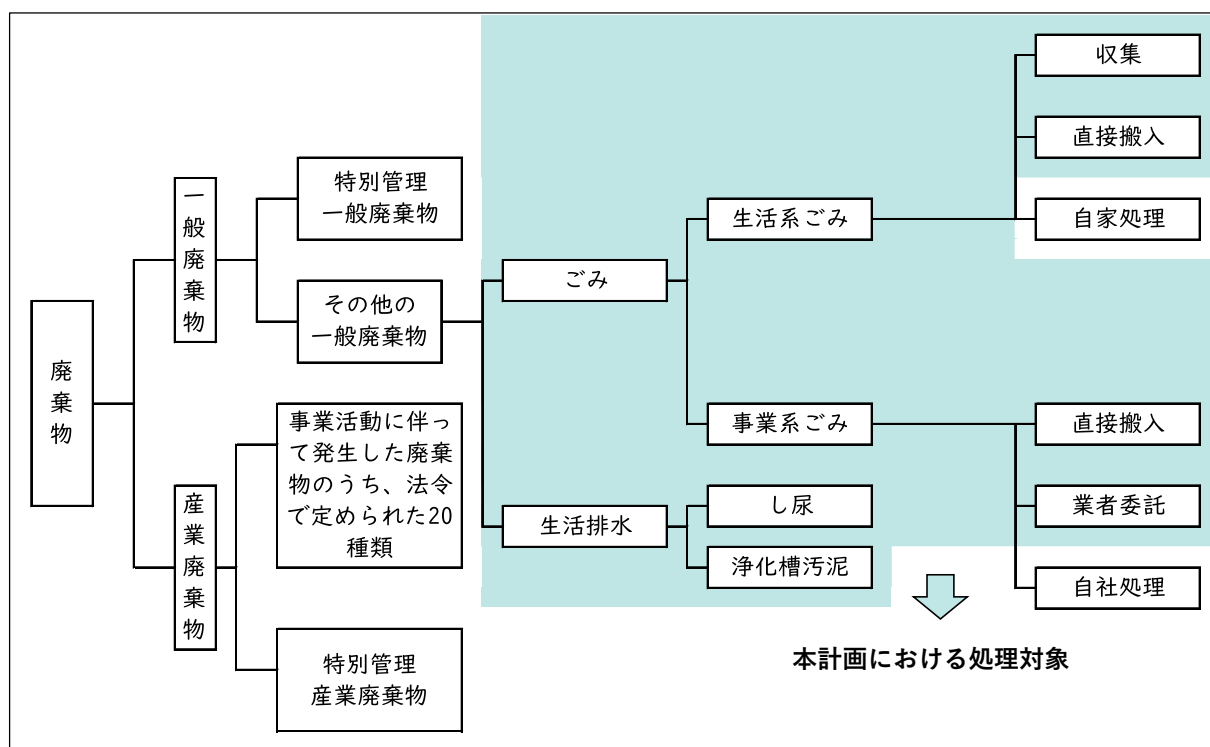


図 5.2 計画対象範囲

### (4) 計画の期間・目標年度

当初計画の計画期間は、当初、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度とし、2023（令和 5）年度に中間見直しを実施しておりましたが、今回、第 2 次名護市環境基本計画へ統合するにあたり、再度、中間見直しを実施し、計画期間を 2035（令和 17）年度までといたします。

なお、計画目標年度も 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度へ変更いたしました。

## 5-2 ごみ処理基本計画

### (1) ごみ処理の現状

#### ①ごみ排出量等 (表 5.1、図 5.3)

本市のごみ排出量は2024(令和6)年度では21,015 t/年であり、2013(平成25)年度と比較すると約3,400 t/年(19.8%)増加となっておりますが、コロナ禍にて外出自粛となった2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度においては、家庭系ごみは増加し、事業系ごみは減少となりました。その後、外出自粛が段階的に緩和されると、事業系ごみ排出量はコロナ禍前の水準まで戻りました。

ごみ排出原単位は2024(令和6)年度では896 g/人・日であり、2013(平成25)年度と比較すると114 g/人・日(14.5%)増加しています。

ごみ排出量の増加の要因については、過剰包装や使い捨て商品の増加、安価な生活雑貨の増加と買い換え頻度の増加などの社会的要因が考えられます。また、本市特有の要因として、世帯数の増加率が人口増加率を大きく上回っており、1世帯あたりの平均人員が減少していることから、単身世帯の急速な増加があると考えられます。単身世帯では、コンビニ弁当等の消費が多いと予想され、包装や食品等の家庭系ごみの増加につながっていると考えられます。

表 5.1 ごみ排出量及び排出原単位の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
家庭系ごみ (t/年)	7,116	7,158	7,052	7,544	7,520	7,709	7,984	8,848	8,970	8,663	8,457	9,209
事業系ごみ (t/年)	9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263
直接搬入ごみ (t/年)	729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543
ごみ排出量 (t/年)	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015
ごみ排出原単位 (g/人・日)	782	803	794	813	830	864	867	849	865	871	860	896

出典：名護市

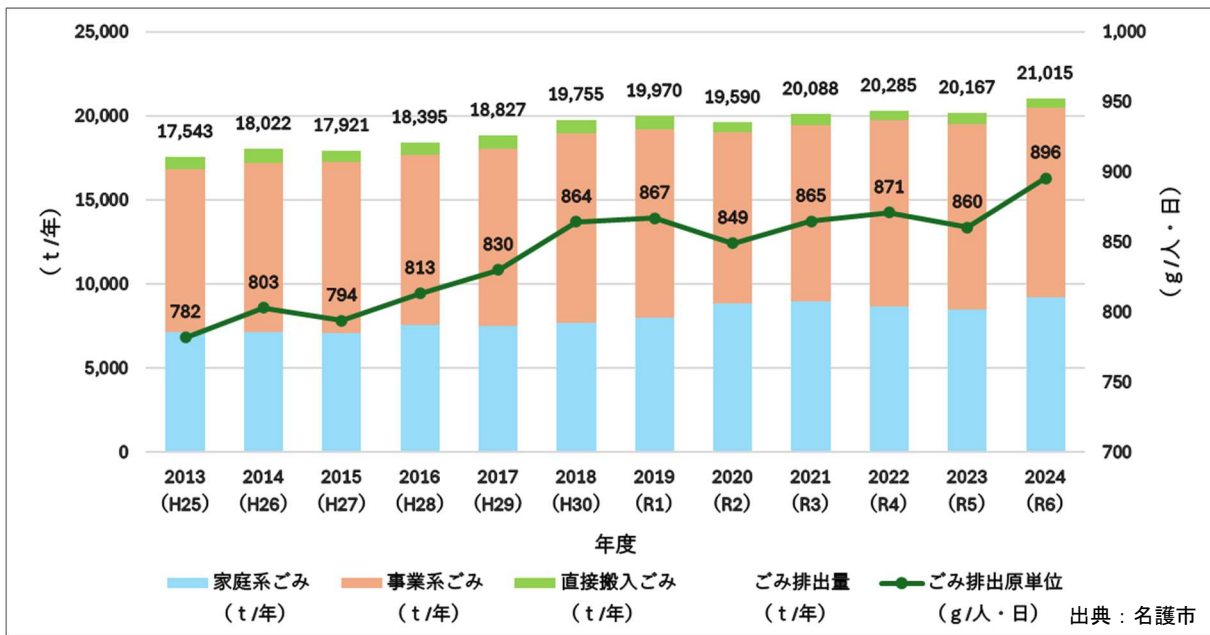


図 5.3 ごみ排出量及び排出原単位の推移



②家庭系ごみ (表 5.2、図 5.4)

家庭系ごみ排出量は、年度ごとの微増減は見られるものの増加基調にあります。特に2020(令和2)年度はコロナ禍の影響により急増し、以降も高止まりの状態が続いており、2024(令和6)年度は9,209 t/年となっています。

表 5.2 家庭系ごみ排出量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	5,068	5,187	5,109	5,285	5,349	5,566	5,680	6,125	6,221	5,978	5,984	6,926
	食用油	15	18	18	17	19	20	16	19	18	15	17	14
	燃えないごみ	37	38	35	36	38	39	49	54	54	54	44	74
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭用金属類	71	75	72	79	83	75	102	132	123	114	113	119
	小型家電製品	54	56	51	67	65	88	92	108	108	165	92	60
	空きカン	115	106	110	123	109	121	106	105	97	90	49	73
	空きびん	346	330	324	337	343	333	325	338	326	317	307	296
	ペットボトル	148	143	139	158	170	161	164	183	189	174	181	184
	プラスチック製容器包装	705	708	714	763	781	665	788	801	787	781	742	537
	その他プラ	328	282	243	434	277	267	286	366	373	346	358	268
	古紙	63	60	62	55	59	57	111	290	282	280	284	305
	古着	50	28	27	19	27	10	9	10	10	7	9	4
	有害(蛍光灯・電池)	31	29	32	26	30	30	31	31	33	31	22	28
	粗大ごみ	85	98	116	145	170	277	225	286	349	311	255	321
	可燃性粗大ごみ	37	45	57	66	97	154	143	160	205	185	128	217
	不燃性粗大ごみ	48	53	59	79	73	123	82	126	144	126	127	104
小計	<b>7,116</b>	<b>7,158</b>	<b>7,052</b>	<b>7,544</b>	<b>7,520</b>	<b>7,709</b>	<b>7,984</b>	<b>8,848</b>	<b>8,970</b>	<b>8,663</b>	<b>8,457</b>	<b>9,209</b>	

出典：名護市

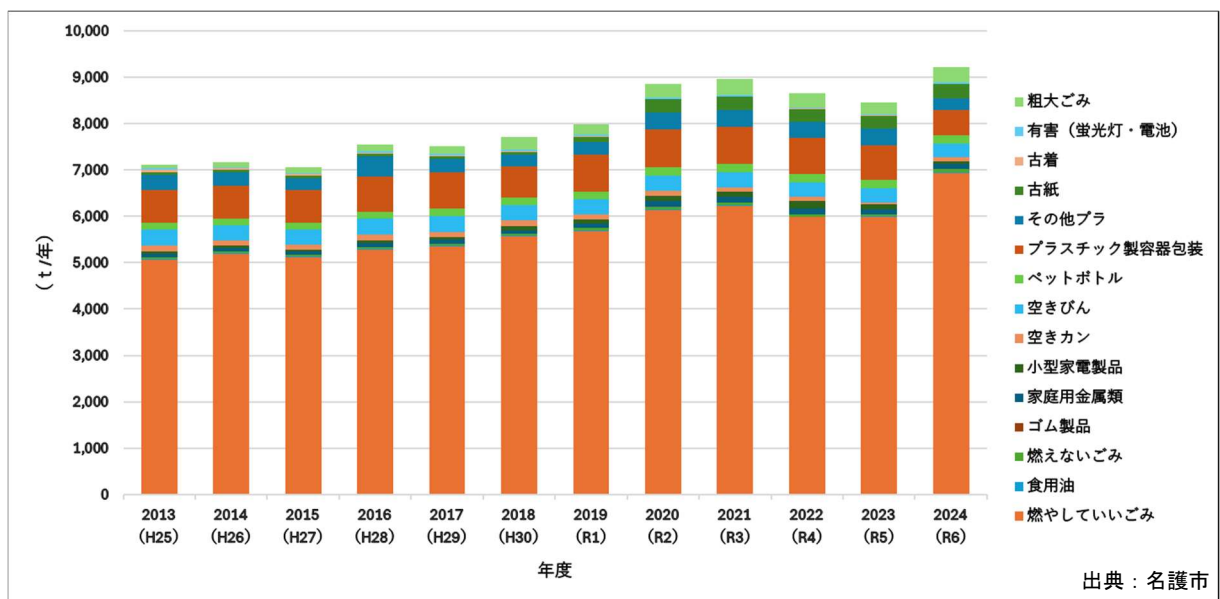


図 5.4 家庭系ごみ排出量の推移

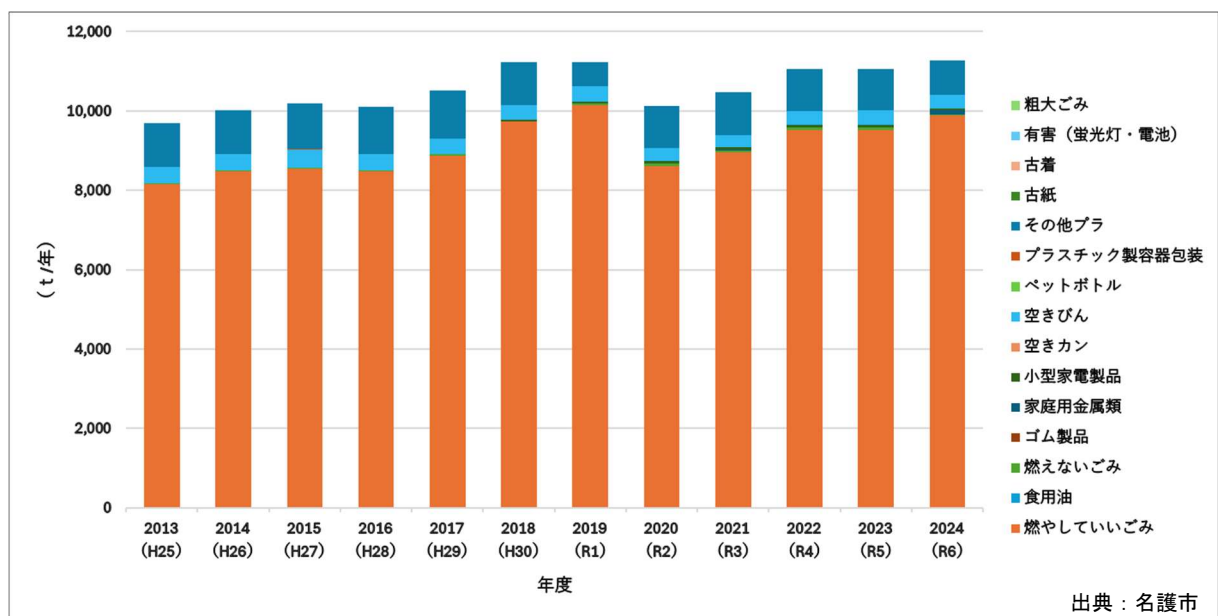
### ③事業系ごみ排出量 (表 5.3、図 5.5)

事業系ごみの排出量は、コロナ禍の影響で2020(令和2)年度に一時的に減少したものの、現在はコロナ禍以前と同程度の排出量となっており、2024(令和6)年度は11,263 t/年となっています。

表 5.3 事業系ごみ排出量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
人口 (人)	総人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	計画収集人口	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	8,154	8,475	8,535	8,488	8,880	9,730	10,143	8,606	8,963	9,525	9,510	9,895
	食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燃えないごみ	29	28	25	20	26	13	45	60	41	60	69	19
	ゴム製品	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭用金属類	0	0	5	0	0	3	5	4	21	4	2	106
	小型家電製品	0	0	0	0	0	29	43	64	57	55	59	37
	空きカン	0	0	3	0	0	0	0	10	10	0	0	0
	空きびん	392	406	442	399	402	379	391	318	306	357	367	356
	ペットボトル	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0
	プラスチック製容器包装	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	1,120	1,098	1,157	1,193	1,207	1,072	605	1,070	1,064	1,050	1,059	850
	古紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害(蛍光灯・電池)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃性粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不燃性粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	9,698	10,009	10,192	10,100	10,515	11,226	11,232	10,134	10,463	11,051	11,066	11,263	

出典：名護市



出典：名護市

図 5.5 事業系ごみ排出量の推移

④直接搬入ごみ（表 5.4、図 5.6）

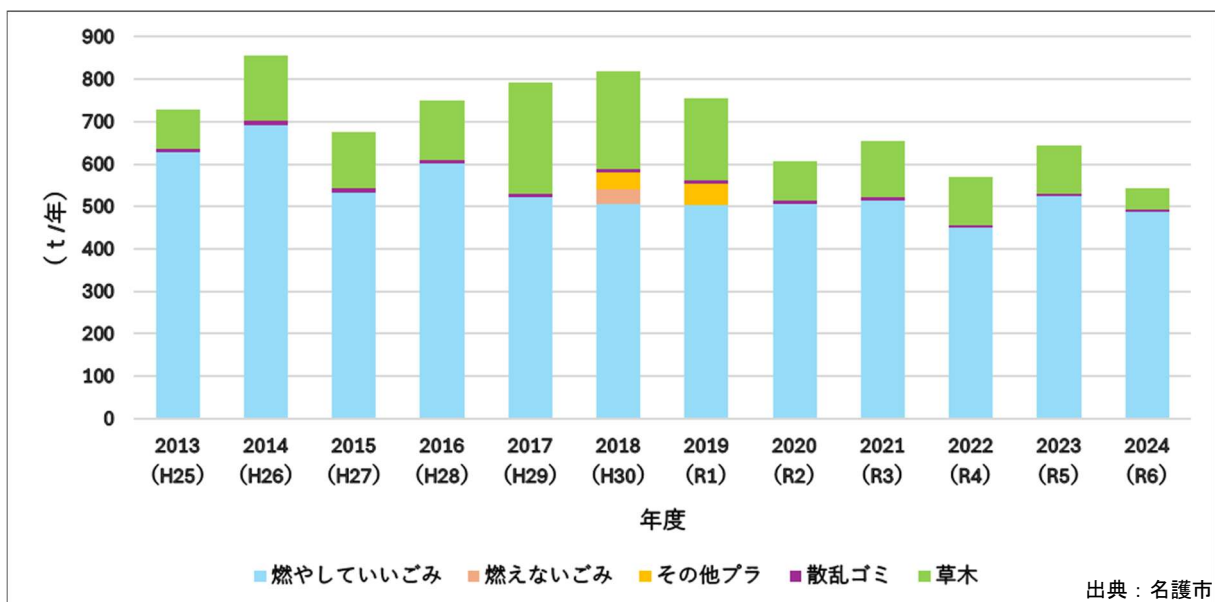
直接搬入ごみの排出量の推移を以下に示します。

直接搬入ごみは、2018（平成 30）年度をピークに 2019（令和元）年度以降は減少傾向にあり、2024（令和 6）年度では 543 t/年となっています。

表 5.4 直接搬入ごみ排出量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
直接搬入ごみ (t/年)	燃やしていいごみ	627	692	533	602	521	506	503	505	515	451	525	487
	燃えないごみ	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0
	ゴム製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	0	0	0	0	0	41	52	0	0	0	0	0
	散乱ゴミ	10	10	9	8	8	6	8	9	7	6	5	7
	草木	92	153	135	141	263	233	191	94	133	114	114	49
	小計	729	855	677	751	792	820	754	608	655	571	644	543

出典：名護市



出典：名護市

図 5.6 直接搬入ごみ排出量の推移

⑤ 1人1日あたりのごみ排出量（ごみ排出原単位）（表 5.5、図 5.7）

1人1日あたりのごみ排出量の推移を以下に示します。

1人1日あたりのごみ排出量は、2015（平成 27）年度以降は増加傾向にあり、2024（令和 6）年度では 896 g/人・日となっています。

表 5.5 1人1日あたりのごみ排出量の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
人口 (人)	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
ごみ排出量 (t/年)	17,543	18,022	17,921	18,395	18,827	19,755	19,970	19,590	20,088	20,285	20,167	21,015
ごみ排出量排出原単位 (g/人・日)	782	803	794	813	830	864	867	849	865	871	860	896

出典：名護市

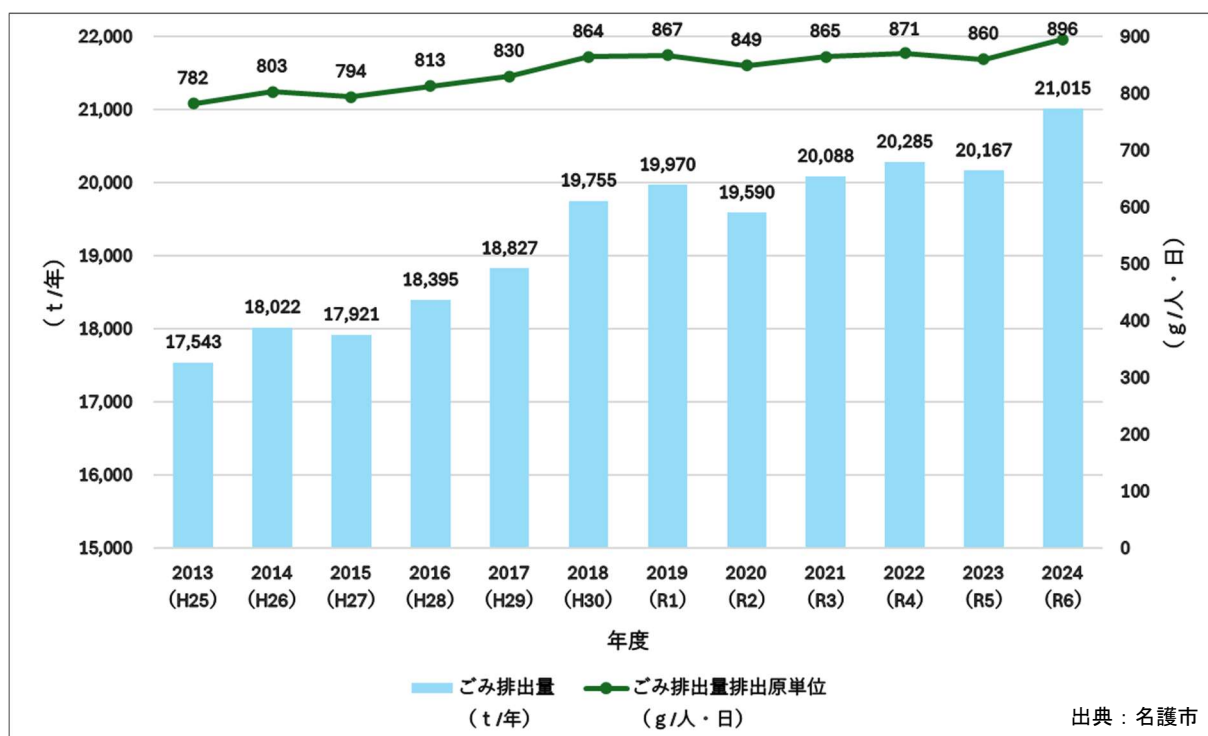


図 5.7 1人1日あたりのごみ排出量の推移

◆ 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりどれくらいの量のごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

$$= \text{ごみ排出量 (t/年)} \div \text{人口 (人)} \div \text{年間日数 (日)} \times 10^6$$

⑥ごみ処理の流れ (図 5.8)

現在のごみ処理の流れを以下に示します。

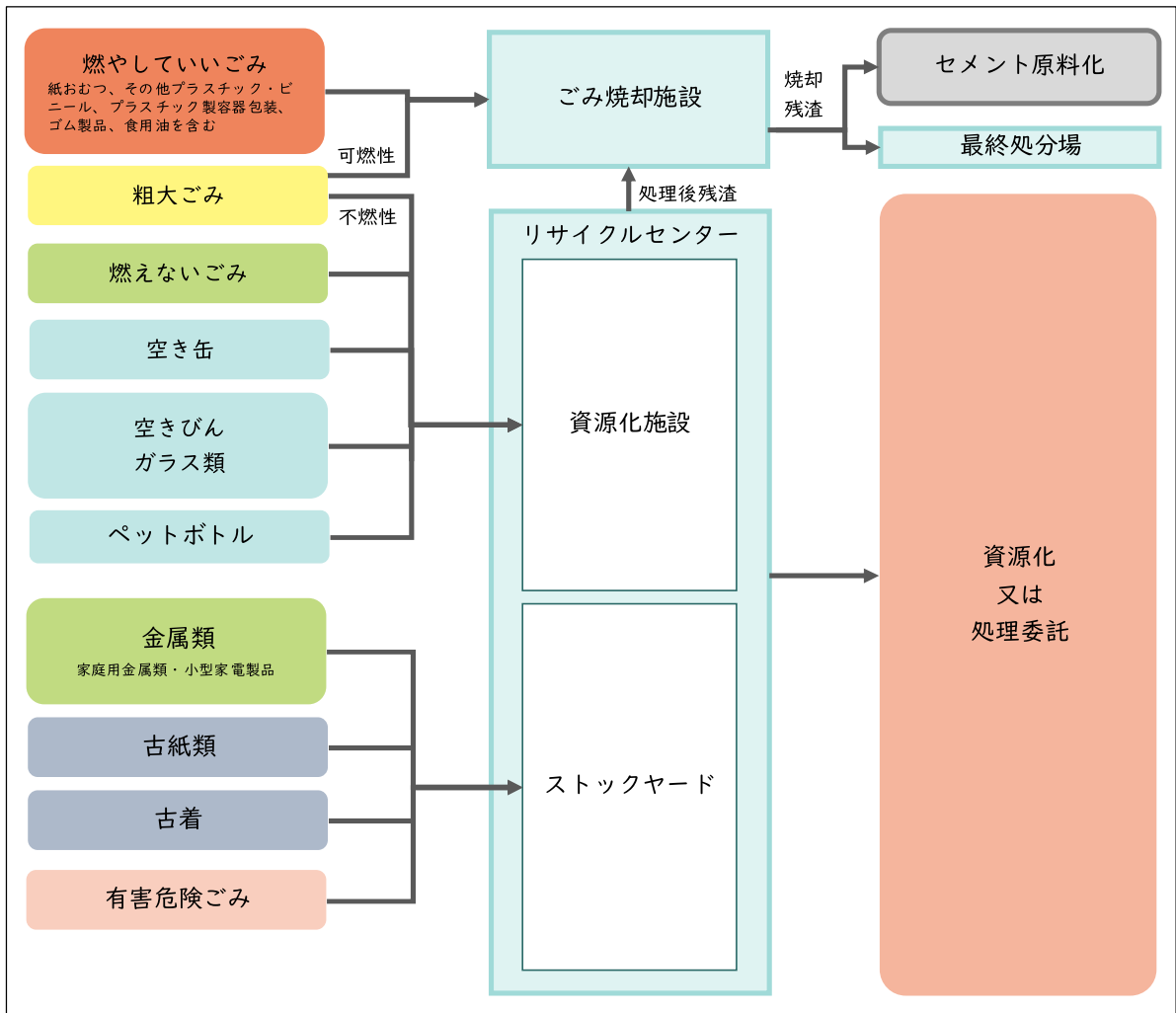


図 5.8 ごみ処理の流れ



⑦収集・運搬の現状 (表 5.6~5.7)

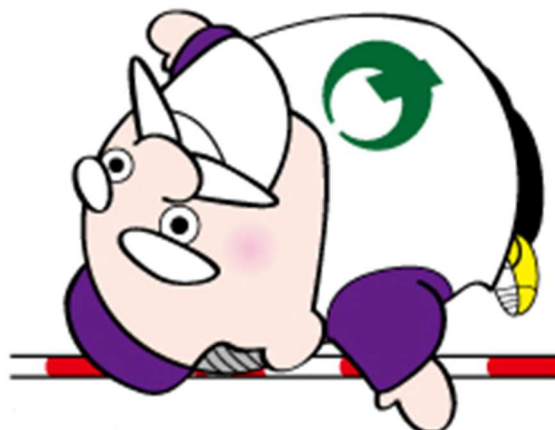
ごみの収集運搬の方法を以下に示します。

表 5.6 ごみの収集運搬方法 (家庭系ごみ : 2025 (令和7) 年度~)

種類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法	
家庭系ごみ	燃やしていいごみ 燃やしていいごみ (紙おむつ、その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、食用油を含む)	市内全域	市(委託)、排出者	週 2 回	市の指定袋に入れ搬出する。紙おむつは任意の透明の袋で排出可能。	原則戸別収集	
	燃えないごみ		市(委託)、排出者	月 2 回	市の指定袋に入れ搬出する。	原則戸別収集	
	資源ごみ		空きびん・ガラス類	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			空き缶	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			ペットボトル	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			古紙類	市(委託)、排出者	週 1 回	種別(5種類)ごとに紙紐で束ねて出す。但し、雑紙など紙紐で束ねることのできない小さな紙類は、紙袋等に入れて出すことができる。	原則戸別収集
			古着	市(委託)、排出者	週 1 回	紐で束ねて出す。	原則戸別収集
			金属類(家庭用金属、小型家電)	市(委託)、排出者	月 2 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
	有害危険ごみ		市(委託)、排出者	月 2 回	蛍光灯は割れないような措置(新品を購入した際破棄される箱に入れる等)をして出す。電池類、バッテリー類、ライター類、ガス・スプレー缶はそれぞれ別のかご等に入れて出す。	原則戸別収集	
	粗大ごみ		市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器	市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集			

表 5.7 ごみの収集運搬方法 (事業系ごみ : 2025 (令和7) 年度~)

種類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法
事業系ごみ	家庭系ごみ同様	市内全域	許可業者、排出者	必要のつど	有料ごみの4品目は市指定ごみ袋に入れて出す。4品目以外は用途に応じて。	許可業者又は自己搬入



⑧中間処理の現状（表 5.8～5.9、図 5.9）

1) 処理施設の概要

2025（令和7）年度から供用開始した名護市一般廃棄物処理施設（焼却施設・リサイクルセンター）の概要及び位置図を以下に示します。

表 5.8 焼却施設概要

	概 要
処 理 方 式	焼却処理-ストーカー式
稼 働 時 間	間欠運転式（16 時間/日）
炉 数	2 炉
施 設 規 模	62 t / 日
建 設 場 所	名護市安和区
処 理 対 象 物	燃やしていいごみ （その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、 食用油を含む） 紙おむつ 粗大ごみ（可燃性） ○災害廃棄物等

表 5.9 リサイクルセンター概要

	概 要
処 理 方 式	破碎・選別資源化処理方式
稼 働 時 間	5 時間/日
建 設 場 所	名護市安和区
処 理 対 象 物	粗大ごみ（不燃性）：0.4 t / 5h 燃えないごみ：0.4 t / 5h 空き缶：0.6 t / 5h 空きびん・ガラス類：3.7 t / 5h ペットボトル：0.8 t / 5h  <ストックヤード補完物> 金属類：3.2 t / 5h 古紙類：0.2 t / 5h 古着：0.8 t / 5h 有害ごみ：0.2 t / 5h



図 5.9 名護市一般廃棄物処理施設の所在地（位置図）



2) 焼却処理量等 (表 5.10、図 5.10)

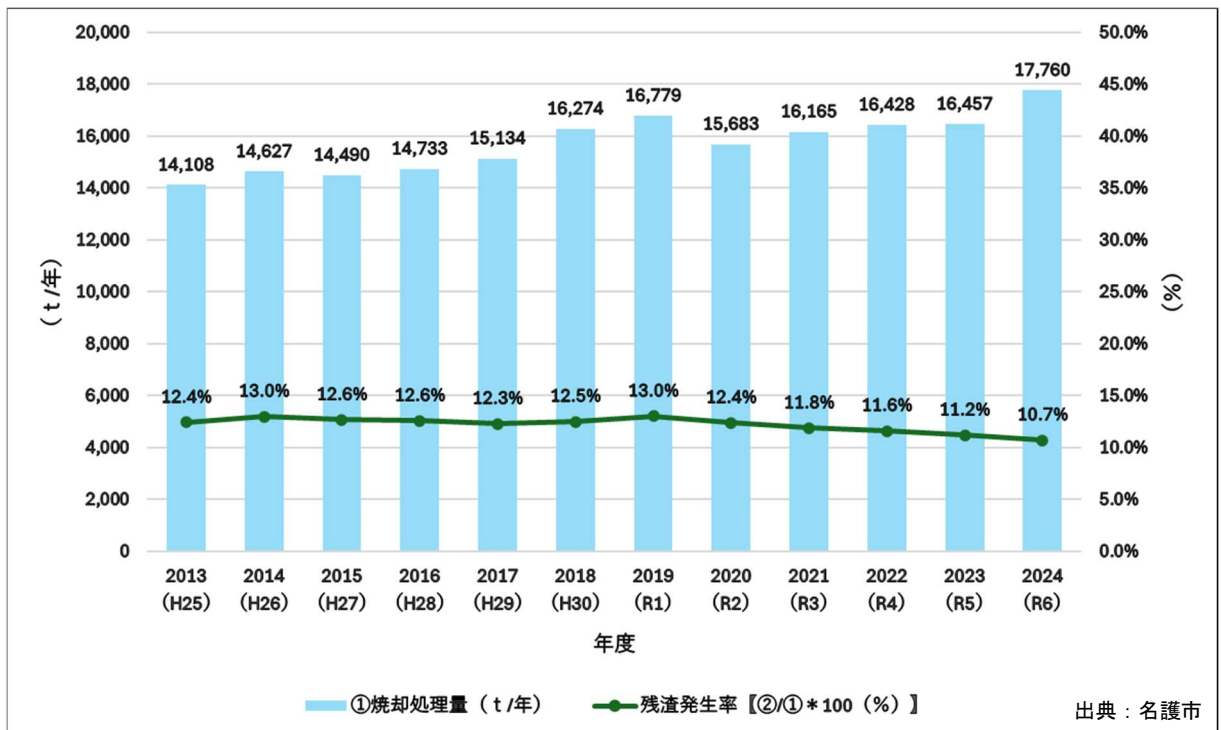
焼却処理量は2020(令和2)年度で減少したもののそれ以降は増加傾向にあり、2024(令和6)年度で17,760 t/日となっています。

また、焼却に伴う残渣の発生量は、2019(令和元)年度以降減少しており、2024(令和6)年度は10.7%となっています。

表 5.10 焼却処理量等の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
①焼却処理量 (t/年)	14,108	14,627	14,490	14,733	15,134	16,274	16,779	15,683	16,165	16,428	16,457	17,760
②残渣発生量 (t/年)	1,748	1,897	1,832	1,849	1,857	2,032	2,179	1,939	1,915	1,904	1,837	1,899
最終処分量 (t/年)	357	422	391	378	479	424	823	786	935	917	955	1,080
可燃ごみ処理に伴う 資源化量 (t/年)	1,391	1,475	1,441	1,471	1,378	1,608	1,356	1,153	980	987	882	819
残渣発生率【②/①*100 (%)】	12.4%	13.0%	12.6%	12.6%	12.3%	12.5%	13.0%	12.4%	11.8%	11.6%	11.2%	10.7%

出典：名護市



出典：名護市

図 5.10 焼却処理量等の推移

### 3) 焼却処理以外の中間処理量等 (表 5.11、図 5.11)

容器包装リサイクル処理設備やリサイクルセンター等で処理を行う資源ごみ、粗大ごみの焼却処理以外の中間処理量の推移を以下に示します。

中間処理量は年度により変動はありますが、2019 (令和元) 年度以降は減少傾向がみられ、2024 (令和6) 年度は1,446 t/日となっています。

また、資源化量についても、2020 (令和2) 年度以降減少しており、2024 (令和6) 年度は1,224 t/日となっています。

表 5.11 焼却処理以外の中間処理施設における処理量等の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
中間処理量 (t/年)	1,706	1,693	1,753	1,780	1,805	1,659	1,774	1,747	1,706	1,719	1,646	1,446
容器包装リサイクル施設設備やリサイクルセンターによる資源化量 (t/年)	1,473	1,518	1,518	1,443	1,623	1,401	1,492	1,503	1,465	1,446	1,361	1,224

出典：名護市

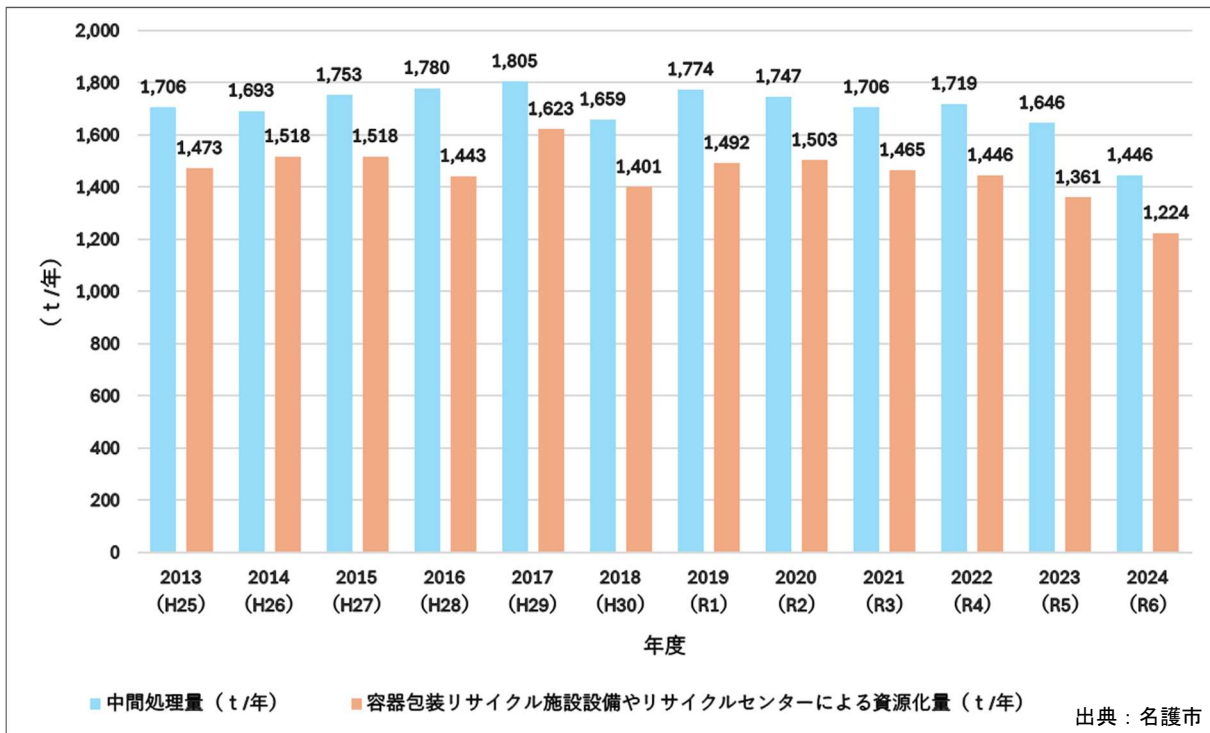


図 5.11 焼却処理以外の中間処理施設における処理量等の推移

4) 資源化量とリサイクル率 (表 5.12、図 5.12)

資源化量は 2021 (令和 3) 年度以降は減少傾向がみられ、2024 (令和 6) 年度には 2,554 t/年となっています。また、リサイクル率もごみ排出量の増加と資源化量の減少に伴い減少しており、2024 (令和 6) 年度は 12.2%となっています。

表 5.12 資源化量及びリサイクル率の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
資源化量 (t/年)	3,087	3,192	3,163	3,102	3,199	3,237	3,143	3,202	2,992	2,962	2,858	2,554
リサイクル率 (%)	17.6	17.7	17.7	16.9	17.0	16.4	15.7	16.3	14.9	14.6	14.2	12.2

出典：名護市

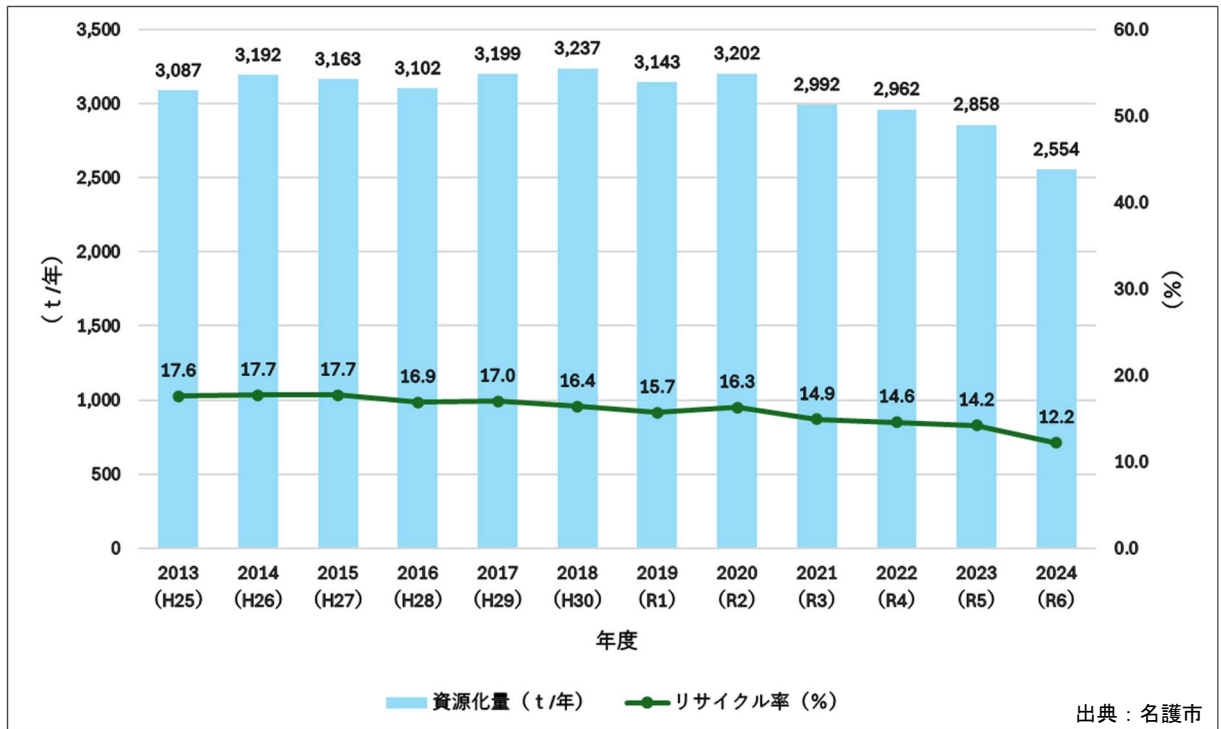


図 5.12 資源化量及びリサイクル率の推移

## ⑨最終処分の現状

### 1) 処理・処分施設 (表 5.13)

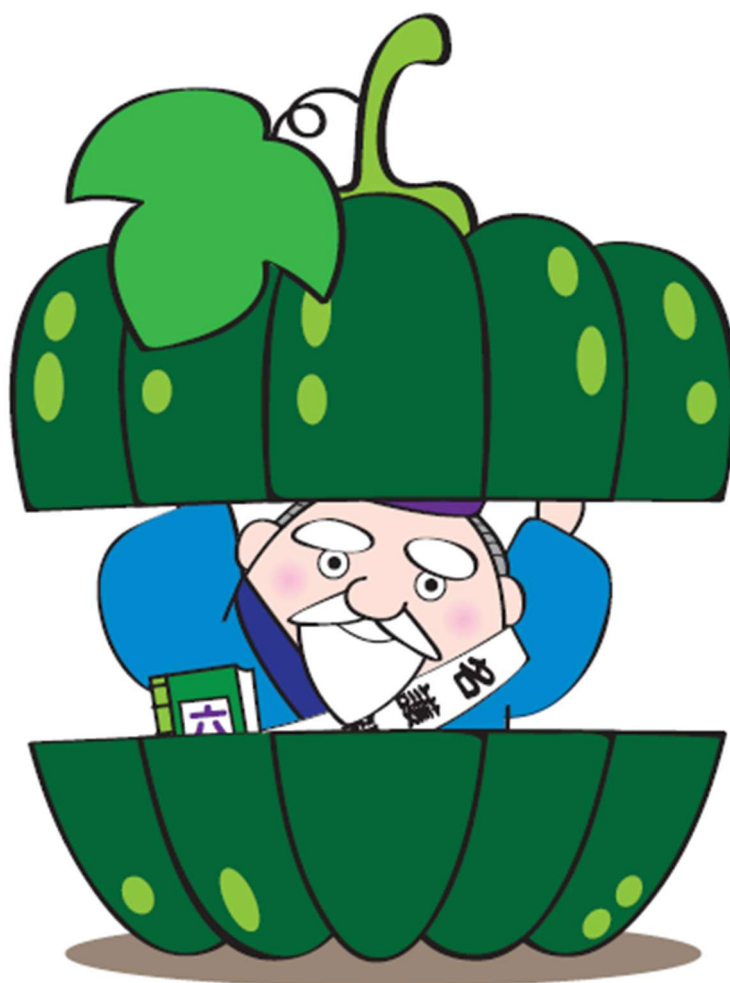
沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（安和エコパーク）の概要を以下に示します。

最終処分場においては、燃えないごみやセメント原料化のできない焼却残渣等を埋立処分しています。

表 5.13 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（安和エコパーク）の概要

	概 要
所 在 地	名護市字安和 2027 番地 2 他 40 筆
施 設 の 種 類	管理型最終処分場
施 設 の 規 模	埋立容量：88,008m <sup>3</sup> (22,002m <sup>3</sup> ×4) 埋立面積：13,400m <sup>3</sup>
埋 立 年 数	15 年(令和元年度～令和 15 年度)
施 設 形 態	被覆型（クローズドタイプ）
貯 留 構 造 物	コンクリート（遮水シート）
浸出水処理能力	約 11m <sup>3</sup> /日
受入対象廃棄物	産業廃棄物、一般廃棄物

出典：沖縄県環境整備センター株式会社 中・長期計画（令和 6 年 3 月）



## 2) 最終処分量と最終処分率 (表 5.14、図 5.13)

最終処分率は 2018 (平成 30) 年度までは約 2.6%程度で推移していましたが、2019 (令和元) 年度以降は増加しており、2024 (令和 6) 年度では約 5.6%となっています。増加した要因としては、焼却主灰をセメントの原料としてリサイクルをしています。セメントの原料として受入れる事業者の施設修繕等による受入停止が増えていることなどが考えられます。

表 5.14 最終処分量と最終処分率の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
最終処分量 (t/年)	423	488	451	434	543	510	917	900	1,030	1,031	1,068	1,173
最終処分率 (%)	2.4	2.7	2.5	2.4	2.9	2.6	4.6	4.6	5.1	5.1	5.3	5.6

出典：名護市

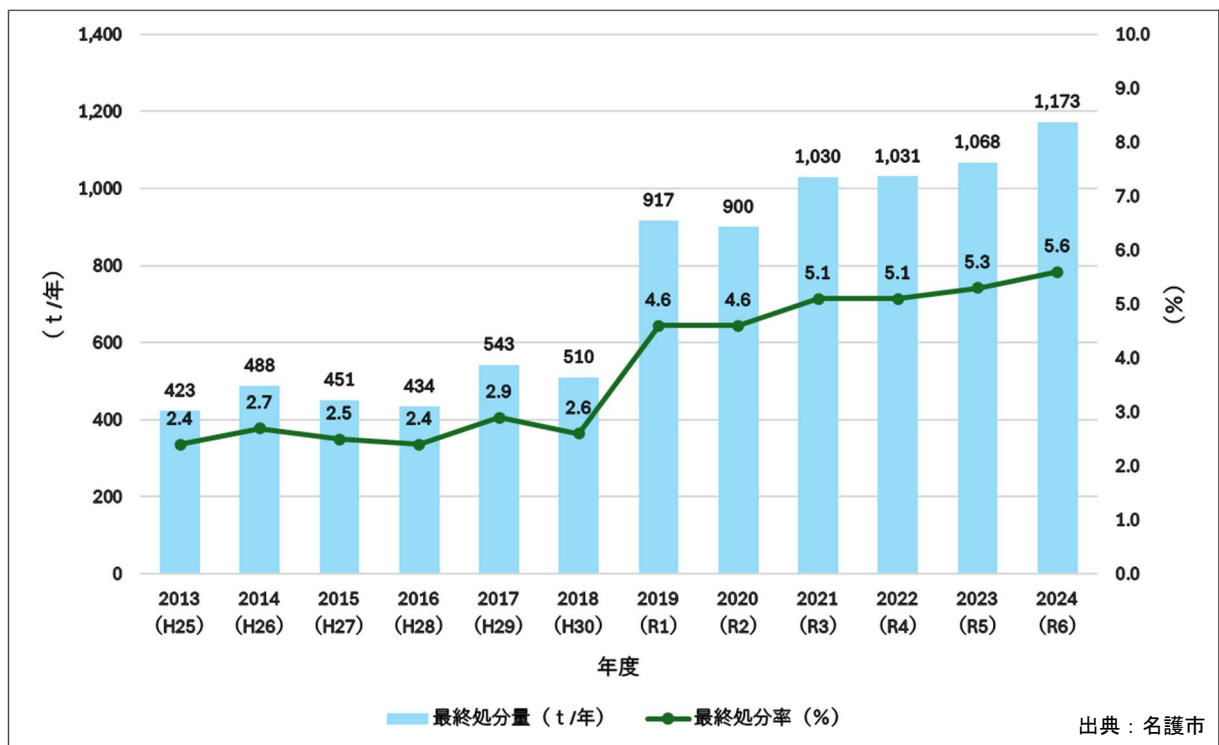


図 5.13 最終処分量と最終処分率の推移

## (2) ごみ排出量等の将来予測

### ①推計方法 (図 5.14、表 5.15)

ごみ排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を下記に示します。

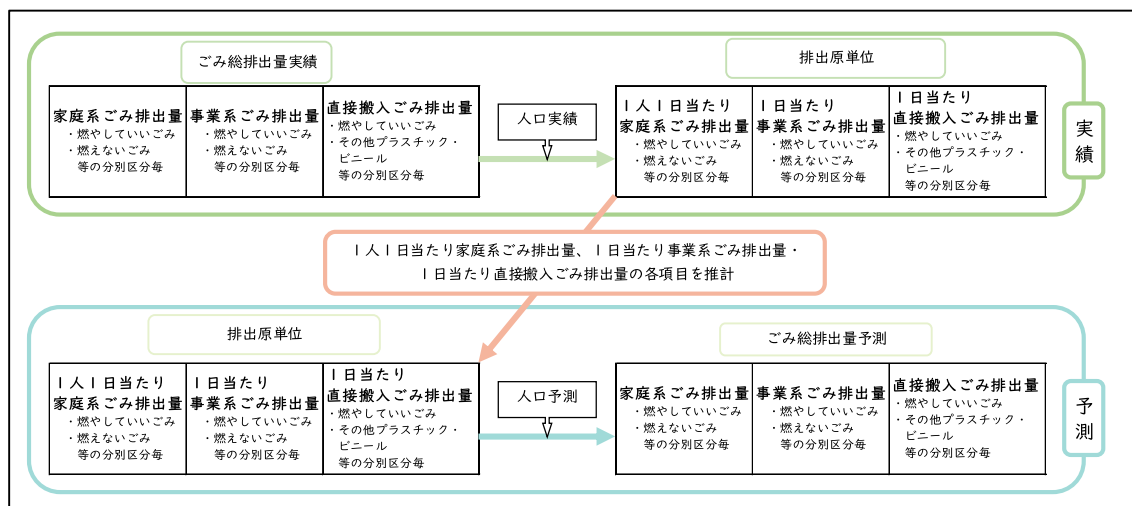


図 5.14 ごみ総排出量の将来予測の考え方

5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、過去の実績に対する再現性や、将来推計としての理論的整合性を考慮した上で、最も妥当と判断されるものを採用します。統計上、実績の推移を適切に反映できない場合は、近年の実績を勘案して推計値（以下、「単純推計」という。）を設定します。

表 5.15 本計画で用いる推計式

名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y：推計値 a、b：係数 ln、e：自然対数、逆対数 x：年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

②将来人口（表 5.16、図 5.15）

本計画では、「第3期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」における将来人口を採用します。

本市の将来人口は、計画目標年度である2030（令和12）年度において66,212人になると見込まれます。

表 5.16 本計画における将来人口

年度	実績（人）	本計画における将来人口（人）
2013（H25）年度	61,465	—
2014（H26）年度	61,494	—
2015（H27）年度	61,683	—
2016（H28）年度	61,970	—
2017（H29）年度	62,146	—
2018（H30）年度	62,626	—
2019（R1）年度	62,936	—
2020（R2）年度	63,214	—
2021（R3）年度	63,644	—
2022（R4）年度	63,817	—
2023（R5）年度	64,040	—
2024（R6）年度	64,288	—
2025（R7）年度	—	65,064
2026（R8）年度	—	65,294
2027（R9）年度	—	65,523
2028（R10）年度	—	65,753
2029（R11）年度	—	65,982
2030（R12）年度	—	66,212

出典：第3期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略

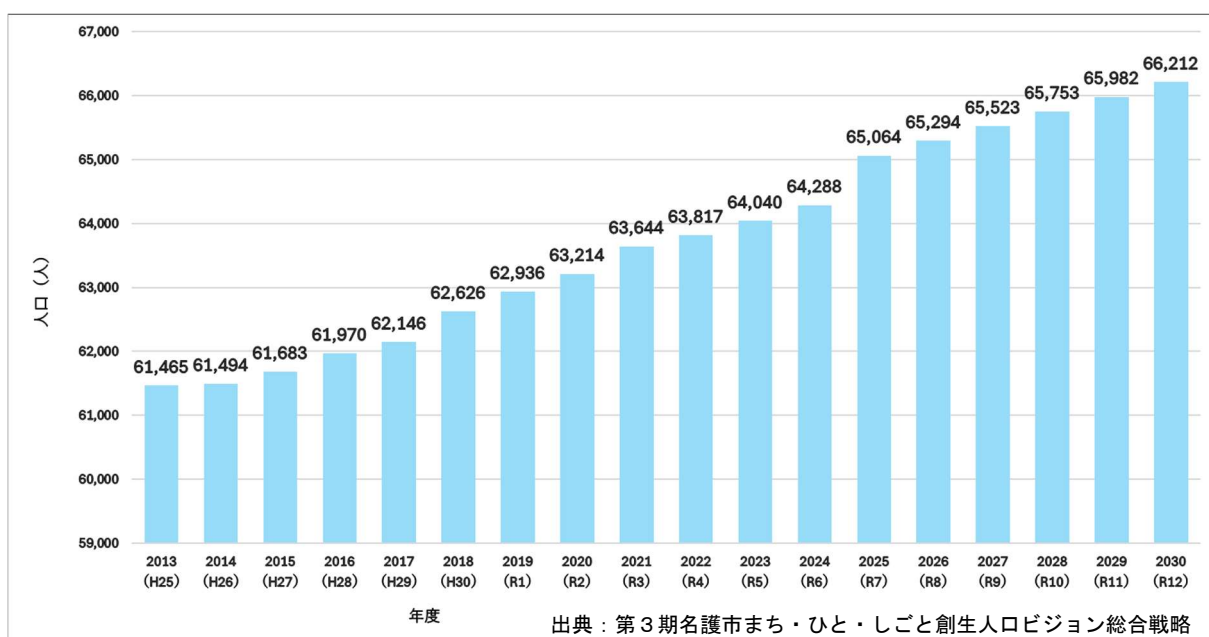


図 5.15 本計画における将来人口

### ③ごみ排出量の将来推計

ごみ排出量及び処理・処分量の推計結果を以下に示します。

なお、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度はコロナ禍の影響が大きいため、推計には2019（令和元）年度と2022（令和4）年度を直線補完したものを採用しました。

#### 1）家庭系ごみ推計結果（表 5.17、図 5.16）

家庭系ごみの将来推計にあたっては、中間値である「べき級数法」を採用しました。

表 5.17 家庭系ごみ推計結果

年度	実績	年度	推計結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
2020年度 (R2)	355.04	2025年度 (R7)	390.39	389.55	390.42	389.68	388.77
2021年度 (R3)	363.47	2026年度 (R8)	397.61	396.05	398.02	396.52	394.61
2022年度 (R4)	371.91	2027年度 (R9)	404.83	402.38	405.78	403.29	400.16
2023年度 (R5)	360.81	2028年度 (R10)	412.05	408.56	413.69	410.01	405.43
2024年度 (R6)	392.45	2029年度 (R11)	419.26	414.57	421.75	416.66	410.45
		2030年度 (R12)	426.48	420.45	429.97	423.27	415.22
		R	$y = ax + b$	$y = a * \text{LN}(x) + b$	$y = (e^{-(ax)}) * b$	$y = (x^a) * b$	$y = (a/x) + b$
		a =	7.217	243.780	0.019	0.652	-8222.619
		b =	123.350	-490.720	191.160	36.963	610.999
		採否				○	

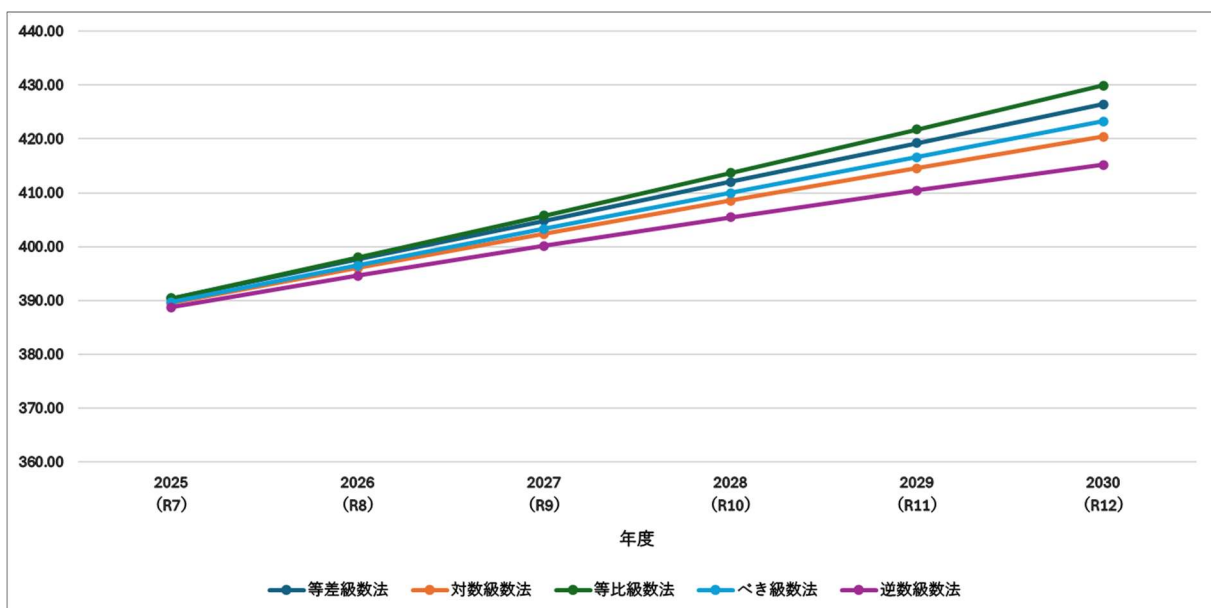


図 5.16 家庭系ごみ推計結果

2) 事業系ごみ推計結果 (表 5.18、図 5.17)

事業系ごみの将来推計にあたっては、中間値である「対数級数法」を採用しました。

表 5.18 事業系ごみ推計結果

年度	実績	年度	推計結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
2020年度 (R2)	30.55	2025年度 (R7)	30.60	30.59	30.57	30.58	30.58
2021年度 (R3)	30.41	2026年度 (R8)	30.64	30.62	30.61	30.62	30.61
2022年度 (R4)	30.28	2027年度 (R9)	30.69	30.66	30.65	30.66	30.64
2023年度 (R5)	30.23	2028年度 (R10)	30.73	30.70	30.69	30.69	30.67
2024年度 (R6)	30.86	2029年度 (R11)	30.77	30.73	30.74	30.73	30.70
		2030年度 (R12)	30.82	30.77	30.78	30.76	30.72
		式	$y = ax + b$	$y = a * \text{LN}(x) + b$	$y = (e^{(ax)}) * b$	$y = (x^a) * b$	$y = (a/x) + b$
		a =	0.044	1.414	0.001	0.046	-45.257
		b =	28.970	25.480	29.023	25.922	31.799
		採否		○			

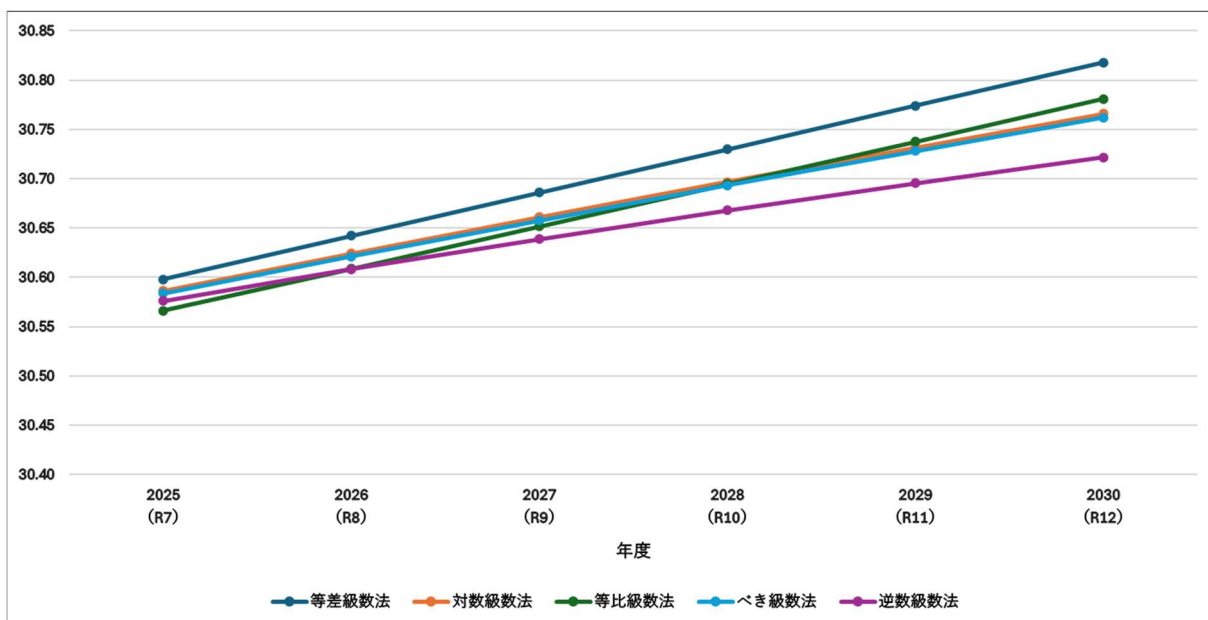


図 5.17 事業系ごみ推計結果

3) 直接搬入ごみ排出量推計結果 (表 5.19、図 5.18)

直接搬入ごみの将来推計にあたっては、中間値である「等比級数法」を採用しました。

表 5.19 直接搬入ごみ推計結果

年度	実績	年度	推計結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
2020年度 (R2)	1.89	2025年度 (R7)	1.46	1.46	1.44	1.47	1.47
2021年度 (R3)	1.72	2026年度 (R8)	1.38	1.39	1.38	1.41	1.41
2022年度 (R4)	1.56	2027年度 (R9)	1.30	1.32	1.32	1.35	1.35
2023年度 (R5)	1.76	2028年度 (R10)	1.23	1.26	1.26	1.30	1.29
2024年度 (R6)	1.49	2029年度 (R11)	1.15	1.19	1.20	1.25	1.23
		2030年度 (R12)	1.07	1.13	1.15	1.21	1.18
		式	$y = ax + b$	$y = a * \ln(x) + b$	$y = (e^{-(ax)}) * b$	$y = (x^a) * b$	$y = (a/x) + b$
		a =	-0.077	-2.606	-0.046	-1.552	88.632
		b =	4.286	10.871	7.910	399.080	-0.927
		採否			○		

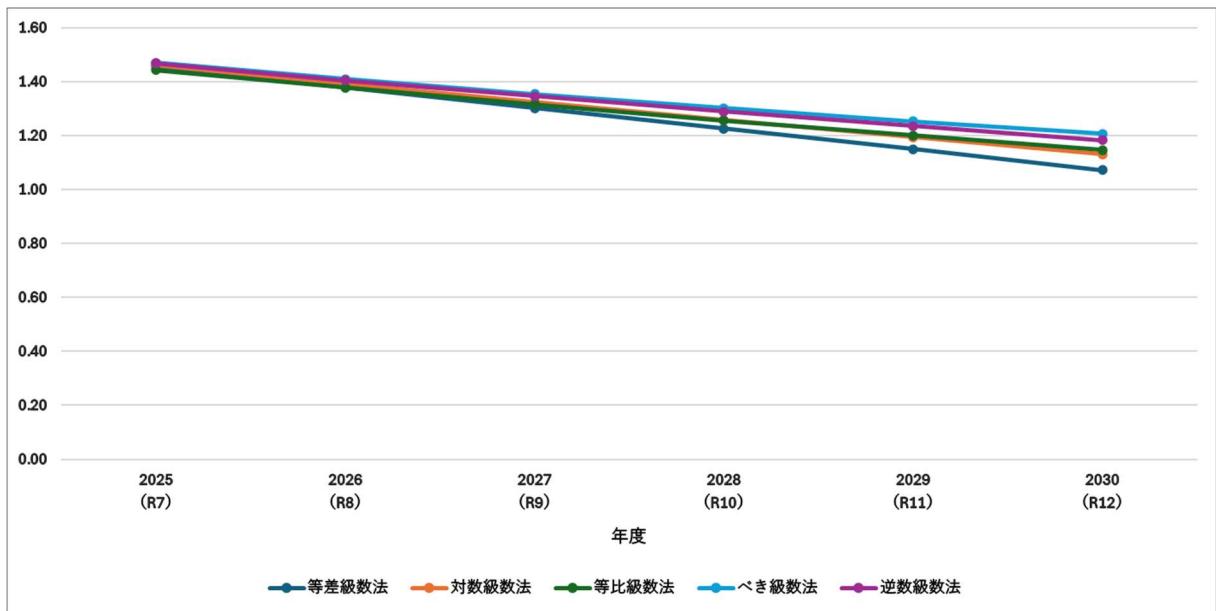


図 5.18 直接搬入ごみ推計結果

4) ごみ排出量の推計結果 (表 5.20、図 5.19)

ごみ排出量は増加する見込みであり、計画目標年度である 2030 (令和 12) 年度において 1 人 1 日当たりごみ排出量が 905 g / 人・日 (2024 (令和 6) 年度比 : 1.1% 増)、ごみ排出量が 21,877 t / 年 (2024 (令和 6) 年度比 : 4.1% 増) と見込まれます。

表 5.20 ごみ排出量の推計結果

	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度	2024 (R6) 年度比 (%)
人口 (人)	64,288	66,212	3.0
排出量 (t/年)	21,015	21,877	4.1
家庭系ごみ (t/年)	9,209	10,229	11.1
事業系ごみ (t/年)	11,263	11,230	-0.3
直接搬入ごみ (t/年)	543	418	-23.0
1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	896	905	1.1

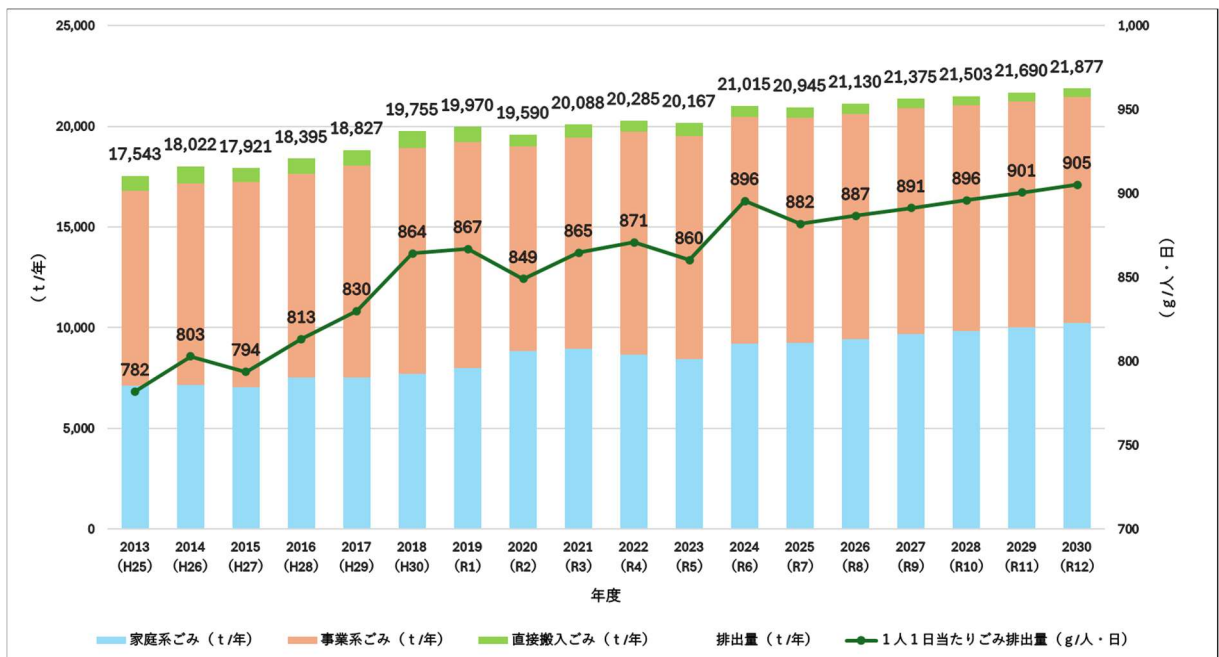


図 5.19 ごみ排出量の推計結果

5) リサイクル率の推計結果 (表 5. 21、図 5. 20)

名護市一般廃棄物処理施設稼働に伴い、資源ごみとして収集されていたプラスチック製容器包装及び食用油は焼却処理されています。

リサイクル率は、近年低迷していたことに加え、プラスチック製容器包装及び食用油が焼却処理されていることから、2025 (令和 7) 年度に減少後、おおむね横ばいで推移し、2030 (令和 12) 年度には 11.5%となる見込みです。

表 5. 21 リサイクル率の推計結果

	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	21,877
資源化量 (t/年)	2,554	2,517
リサイクル率 (%)	12.2	11.5

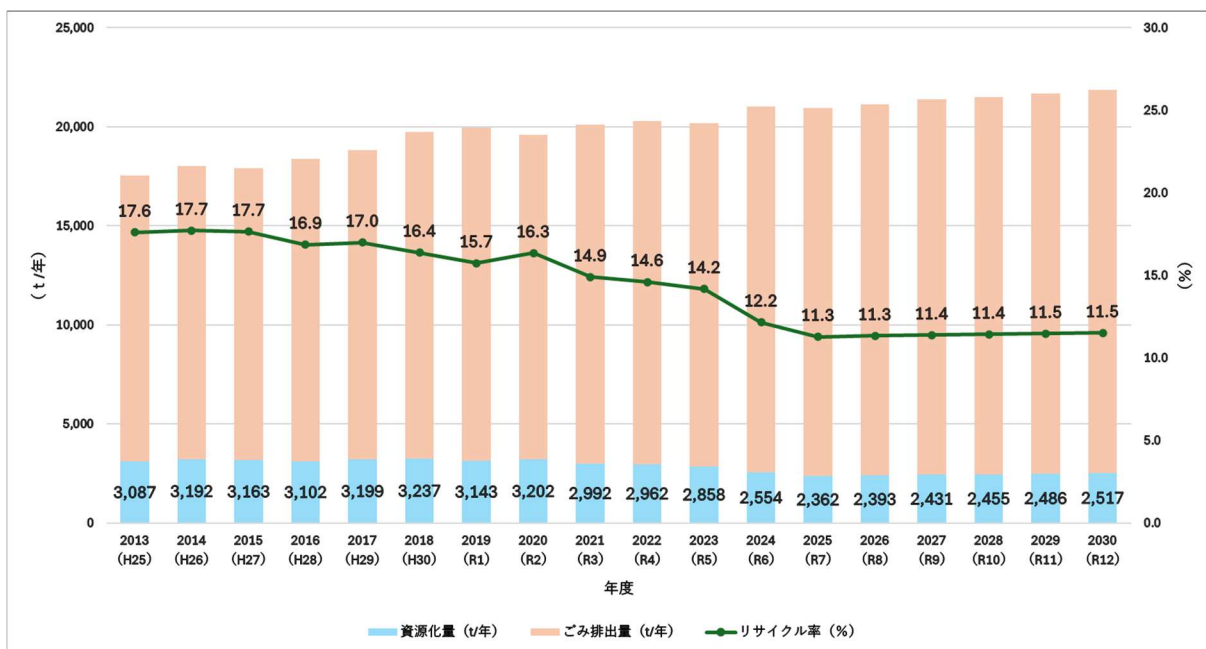


図 5. 20 リサイクル率の推計結果

6) 最終処分率の推計結果 (表 5.22、図 5.21)

最終処分率は、2019 (令和元) 年度に増加しており、近年同じ水準で推移していることから今後も横ばいで推移していくと見込まれます。2030 (令和 12) 年度には 5.5% となる見込みです。

表 5.22 最終処分率の推計結果

	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	21,877
最終処分量 (t/年)	1,173	1,208
最終処分率 (%)	5.6	5.5

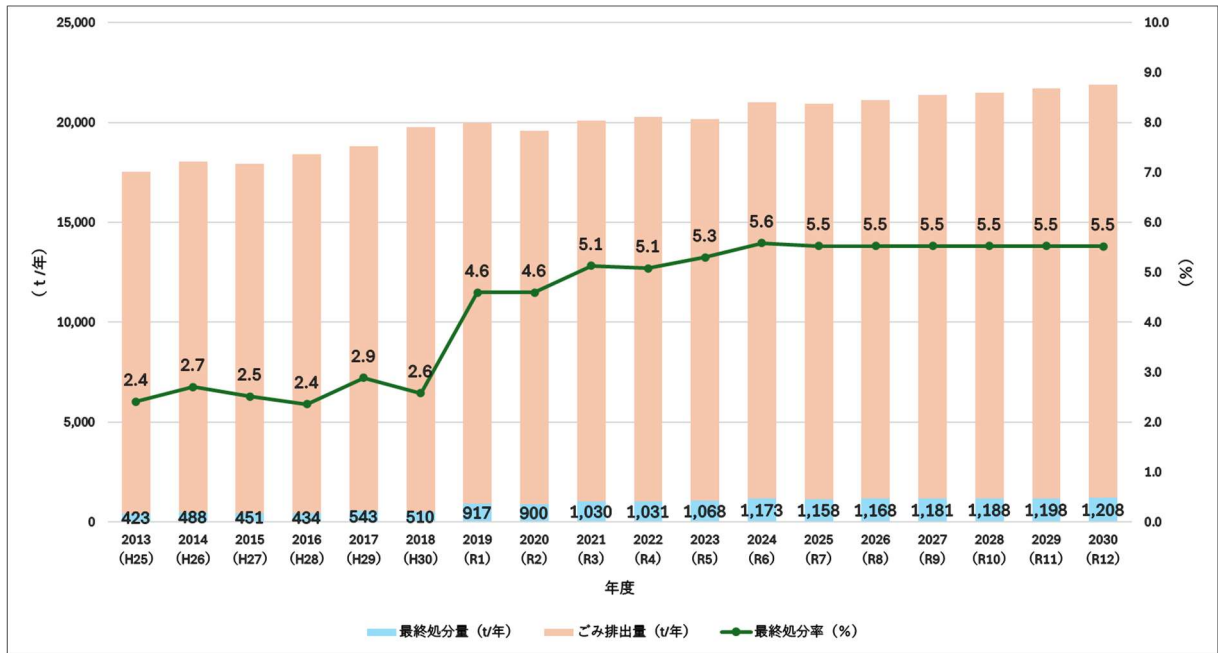


図 5.21 最終処分率の推計結果

### (3) ごみ処理の基本理念

「第5次名護市総合計画」では、まちづくりの基本方針を7つ定めており、その中に「暮らしやすいまちづくり」という一般廃棄物の処理に関する基本方針があります。

この基本方針を実現するために、施策5「環境にやさしい循環型社会の構築」では市民及び事業者・各種団体等と行政がそれぞれの役割を認識し、協働で循環型社会の構築に向けて取り組むこととしています。

ごみ処理基本計画では、総合計画において掲げられている施策を踏まえ、以下に示す基本理念を掲げ、名護市における循環型社会の構築に向けた取組を推進するものとします。

#### 【ごみ処理の基本理念】

環境にやさしい循環型社会の構築



## (4) ごみ処理の基本方針

本市のごみ処理においては、ごみ排出量の増加やリサイクル率の低迷が課題として挙げられます。

また、ごみ処理行政における市民サービスの面においても、高齢や障害などの理由により、ごみを分別し、排出することが難しい市民への収集サービスの提供や不法投棄に対する対策といった様々な課題が顕在化しています。

これらの課題を解決するため、本市におけるごみ処理についての基本方針を以下のように掲げます。

### 基本方針1 市、市民及び事業者の協働による4Rの推進

市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たしながら、ごみの発生回避(Refuse:リフューズ)、発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の順に優先して行い、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を行いつつ、資源化に対する意識を高めます。

### 基本方針2 環境に優しく効率的な循環システムの構築

新技術等の検討を進めながら、環境負荷が低くかつ低コストで廃棄物を資源として利用できる循環システムの構築を行います。

### 基本方針3 ごみの安定的な適正処理の実施

ごみ資源化及び適正処理のために、収集運搬、中間処理、最終処分において、安定的なごみ処理方法を実施します。

また、名護市一般廃棄物処理施設の稼働に伴い、新たなごみの排出方法を徹底し、適正処理の実施に努めます。

### 基本方針4 クリーンなまちづくりの推進

クリーンなまちづくりを推進するために、環境美化、不法投棄対策の推進を行います。また、ごみの排出量の削減・分別区分を徹底することで脱炭素社会の実現を目指します。

## (5) 具体的な施策

### 基本方針1 市、市民及び事業者の協働による4Rの推進

#### ①-1 発生回避・発生抑制の推進

- 施策 1 4Rの実施による循環型社会形成の推進
- 施策 2 ライフスタイルの変化への対応
- 施策 3 生ごみの減量化の推進
- 施策 4 事業系ごみの減量化、適正処理の推進

#### ①-2 再使用・再生利用の推進

- 施策 5 分別の徹底による資源化の推進
- 施策 6 グリーン購入等の推進

#### ①-3 4R意識の定着と拡充の推進

- 施策 7 名護市環境クリーン推進員制度の拡充
- 施策 8 学習会、見学会の開催
- 施策 9 学校等における環境教育の充実

### 基本方針2 環境に優しく効率的な循環システムの構築

#### ②-1 リサイクル推進に効果的な収集体制の整備

- 施策 10 生ごみ堆肥化事業の市内全域への拡充
- 施策 11 資源物の抜き取り対策

#### ②-2 新しいリサイクルシステムの検討

- 施策 12 草木類のリサイクル



### 基本方針3

### ごみの安定的な適正処理の実施

- ③-1 効率的な収集体制と高齢者等に配慮した収集サービスの整備
  - 施策 13 効率的な収集体制の整備
  - 施策 14 高齢者及び障がい者への収集サポート
  
- ③-2 安心・安全なごみ処理施設の整備
  - 施策 15 名護市一般廃棄物処理施設の運用と長寿命化
  - 施策 16 リサイクルセンターの活用
  
- ③-3 安定的な最終処分先の確保
  - 施策 17 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場への埋立
  
- ③-4 適正処理の実施
  - 施策 18 適正処理困難物の対応
  - 施策 19 特定の製品に対するリサイクルルートの活用
  - 施策 20 災害ごみ対策
  - 施策 21 緊急時のごみ処理体制の構築
  - 施策 22 在宅医療廃棄物の対応

### 基本方針4

### クリーンなまちづくりの推進

- ④-1 不法投棄をさせないための仕組みづくり
  - 施策 23 不法投棄等の防止対策
  - 施策 24 一般廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導の徹底
  
- ④-2 環境美化の推進
  - 施策 25 ボランティア清掃活動の推進



## 基本方針1 市、市民及び事業者の協働による4Rの推進

### ①-1 発生回避・発生抑制の推進

#### 施策1 4Rの実施による循環型社会形成の推進

近年、市民及び事業者におけるごみ問題への関心は高くなっています。本市では、2017（平成29）年度に策定した当初計画から“4Rの推進”を掲げ、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めてきました。

しかし本市においては、近年、ごみ排出量の増加やリサイクル率の低迷が継続しており、名護市一般廃棄物処理施設で適正に処理を進めるためにごみの排出量の削減や更なるリサイクル率の向上が必要な状況にあり、今後は、これまで以上に循環型社会形成に対する意識の向上と取組の推進を行う必要があります。

本市では、“4Rの推進”を継続して進め、ごみ分別の徹底や生ごみ処理機の活用などをさらに浸透させ、市民及び事業者の意識の向上を図るものとします。

市民の日常生活や事業者の事業活動の中で、4R（Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））を推進し、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めます。4R（フォーアール）とは、以下に示す4つの頭文字のRを取って呼んでいます。

#### リフューズ Refuse（発生回避）

不要な物は買わない、使わないなど、物を使用する前からごみになることを想定し、断ること、避けること。

#### リデュース Reduce（発生抑制）

使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるようにすること。

#### リユース Reuse（再使用）

使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

#### リサイクル Recycle（再生利用）

再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

実施主体	取組内容	
市民	本当に必要かを考えて購入します。	長く使用できるものを選びます。
	使い捨て商品の使用を抑制します。	環境に配慮された商品を選びます。等
事業者	ごみの減量化に関する情報を積極的に収集します。	
	過剰包装はしないようにします。	
	再使用・再生利用しやすい商品の開発・販売に努めます。	
行政	4R推進の活動拠点施設として、不用品を他者に譲り、使ってもらいリユース事業や不用品を使ったものづくり講座等を行います。	
	出前講座を定期的で開催し、市民及び事業者の参加を促進することで、4Rの普及啓発を行います。	

## 施策2 ライフスタイルの変化への対応

販売店におけるレジ袋の有料化によるレジ袋の削減や、マイボトル・マイ箸などの推奨によりライフスタイルの変革が求められています。

本市では、今後も販売店がレジ袋削減や簡易包装の導入に向けた取組を実施するように働きかけていくとともに、市民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグ（買い物袋）の持参をはじめとする、ペットボトルの削減やカトラリーの削減を呼び掛けます。

また、資源物の店頭回収を行っている販売店も多いことから、積極的に店頭回収の利用を促進します。

行政は、市のホームページやSNS、広報誌での情報発信やイベント等でのチラシ配布などの方法で、市民及び事業者への情報提供や取組方法の周知を行います。

市民は、マイバッグ・マイボトルなどの利用に積極的に参画しライフスタイルの変革を推進し、事業者は、簡易包装の導入を推進します。

実施主体	取組内容
市民	マイバッグ・マイボトル・マイ箸などの積極的な利用を推進します。
	牛乳パックや容器トレイなどの店頭回収を積極的に活用します。
事業者	レジ袋の有料化や簡易包装の導入を推進します。
	牛乳パックや容器トレイなどの店頭回収への対応を検討します。また、回収できた量を店頭で提示するなど、ごみ問題の意識を向上させるポスターの貼りだしを検討します。
行政	販売店に対し、簡易包装の導入を呼びかけます。市民に対し、マイバックなどの持参を呼びかけます。
	店頭回収を利用する際のルールなどの周知など、不適切な利用がないよう事業者と連携し、市民に呼びかけます。



### 施策3 生ごみの減量化の推進

生ごみの中には、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、たくさん買いすぎて食べ切れなかった食品等の食品ロスが含まれています。必要な量をよく考えて購入・調理することで、食品ロスの発生を抑制することができます。

また、生ごみには、水分が70～80%含まれており、水切りや生ごみ処理機、コンポスト容器により減量化することで、ごみ排出量を大幅に削減することが可能になります。

実施主体	取組内容
市民	食品ロスの削減を意識し、適量の購入及び注文を行い、食べきるよう努めます。
	生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入費助成制度を活用し、家庭ごみで大きな割合を占める生ごみについて、積極的に減量に努めます。
事業者	外食や宴会などで出る食べ残しを減らす取組に協力を促します。
	食べ残しの持ち帰りの対応や、提供サイズ（大・中・小など）の細分化を検討します。
行政	生ごみの水切りの方法などの情報を提供するとともに、使い切りや食べ切りへの協力を促します。
	生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費助成制度の利用を市民へ情報提供することで、本制度の活用を推進します。

### 施策4 事業系ごみの減量化、適正処理の推進

事業系ごみは近年増加傾向にあり、事業系ごみ排出量の削減に向けた取組が必要です。

本市は、事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量及び排出実態の把握を行い、事業系ごみの減量化及び適正な処理を促進します。

また、多量にごみを排出する事業者においては、ごみ減量に向けた計画書を基に、ごみ排出量の削減に向けた取組を計画的に実施するとともに、自己処理責任を認識し、適正かつ積極的にごみの管理を行うための仕組み作りを行います。

実施主体	取組内容
事業者	「一般廃棄物の処理に関する実績及び減量化に関する計画書」を市へ提出し、計画的なごみ減量を図ります。
	ごみ減量・リサイクル責任者の設置等により、自己処理責任を認識し、適正かつ積極的にごみの管理に努めます。
行政	事業系一般廃棄物排出事業者等の排出量及び排出実態の把握を行うため、定期的に展開検査を行います。
	「一般廃棄物の処理に関する実績及び減量化に関する計画書」を市へ提出し、ごみ減量に取り組む事業者を市のホームページ等で公表することにより、事業者間でのごみ減量の取組が展開していくよう努めます。
	事業者に対して、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の明確化を促し、ごみの適正処理に努めます。

## ①-2 再使用・再生利用の推進

### 施策5 分別の徹底による資源化の推進

本市では、ごみ分別早見表を作成し、市民のごみ分別の徹底を呼びかけています。燃やしているごみの中に、資源化の可能な古紙類（新聞・雑誌等）等が混入していることもあり、きちんと分別を行うことで、燃やしているごみの減量化とともに、資源化量の向上を図ることが可能となります。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	ごみの分別を徹底し、ごみ減量化に努めます。特に古紙類の分別を徹底して行います。
行政	ごみ分別早見表により、ごみ分別の重要性の啓発を行うとともに、事業ごみ分別マニュアルを作成し、事業系ごみの適正な処理及び減量化を促進します。 新たなごみ分別区分の周知に努めます。

### 施策6 グリーン購入等の推進

製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性を良く考え環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することが求められます。循環型社会の構築においては、再生資源で作られた商品が使用・消費されることが重要であることから、再生利用品の需要拡大に向けた取組を実施します。

行政は、市のホームページやSNS、広報誌での情報発信やイベント等でのチラシ配布などの方法で、市民及び事業者への情報提供を行います。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	再生利用品を優先して購入するように努めます。
行政	市の特定調達品目の指定を検討し、庁内で使用する備品等の購入の際は、省エネ機器や省エネ家電、環境ラベルの表示のある物品の優先購入を推進します。 市民及び事業者に対しても同様の配慮がなされるよう、普及啓発を行いません。

### ①-3 4R意識の定着と拡充の推進

#### 施策7 名護市環境クリーン推進員制度の拡充

本市では、市と連携して地域における一般廃棄物の適正排出及び減量化対策を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とした名護市環境クリーン推進員制度を導入しています。

すべての区にクリーン推進員を配置し、市民及び事業者が積極的に協力することで市内全域の生活環境の保全を図ることが可能となります。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	クリーン推進員の活動に積極的に協力します。
行政	すべての区にクリーン推進員を配置します。

#### 施策8 学習会、見学会の開催

4Rの取組を継続的に実効性のあるものとするためには、市民及び事業者1人ひとりのごみ問題に対する意識をさらに向上させ、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要になります。

行政は、環境フェア等の機会を活用し、学習会や見学会を開催し、市民及び事業者は学習会や見学会に積極的に参加することで、循環型社会形成に対する意識の醸成を図ります。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	市が開催する学習会や見学会に積極的に参加します。
行政	名護市一般廃棄物処理施設（焼却施設・リサイクル施設）の見学について、施設を積極的に開放します。
	事業者を対象としたごみ減量・リサイクルに係る研修会を開催し、啓発活動を充実させます。
	民間リサイクル業者の分別後の処理方法を公表し、リサイクルの意義や分別の必要性の周知に努めます。
	学習会への参加等、環境教育への取組に対する各年齢層に応じた働きかけを強化します。

## 施策9 学校等における環境教育の充実

ごみの問題や環境問題に関することをこどもの頃から学ぶことで、将来的な循環型社会の実現に向けたベースづくりが可能となります。また、こどもが学んだことを家庭内で話すことで、大人の意識も改善されることが期待されます。

行政は、学校と家庭と地域との連携により、環境教育の充実を図り、各世代に応じたごみや環境に関する教育を充実させます。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	行政が開催する施設見学会や出前講座に積極的に参加し、ごみや環境問題について学びます。
行政	学校と家庭と地域の連携により、環境教育の充実を図ります。
	小学校、中学校、高校、大学など児童、生徒の各段階に応じたごみや環境に関する教育を充実するために、ごみ処理施設の見学や出前講座等を積極的に行います。

## 基本方針2 環境に優しく効率的な循環システムの構築

### ②-1 リサイクル推進に効果的な収集体制の整備

#### 施策10 生ごみ堆肥化事業の市内全域への拡充

本市では現在、生ごみの分別収集をモデル的に実施しています。生ごみは燃やしていいごみの中に多く含まれており、生ごみを堆肥化することで資源化が推進されます。現在実施している生ごみの堆肥化事業を市内全域へと拡大し、更なるリサイクル率の向上に努めます。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	生ごみ堆肥化事業を拡大するため、生ごみの分別排出に協力します。
行政	家庭系生ごみの堆肥化事業を市内全域へ広めるために、その収集運搬方法の検討を行います。
	学校給食の残渣や調理くずなどの事業系生ごみの堆肥化の検討を行います。

## 施策 11 資源物の抜き取り対策

近年、市民が資源ごみとして出した空き缶等の抜き取り事案に対する苦情が寄せられています。資源ごみの抜き取りは、抜き取り時のごみの散らかしによる環境の悪化などの問題があり、対策を施す必要があります。

行政は、資源物の抜き取りに対する状況を改善するため、資源物の抜き取り対策の検討を行い実施します。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	市が行う抜き取り対策に積極的に協力します。
行政	市民から苦情のある資源物の抜き取りについて、注意喚起の看板を設置するなど対策を実施します。

## ②-2 新しいリサイクルシステムの検討

### 施策 12 草木類のリサイクル

現在、家庭や事業所、市の清掃活動等から排出された草木類は焼却施設において焼却処理されています。草木類は、資源としての用途も多く、有効活用することで、リサイクル率の向上に貢献することから、再資源化が図られるよう検討を行い実施します。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	市が行う草木類のリサイクルの施策に積極的に協力します。
行政	現状では焼却処分している「草木類」については、資源としての用途も多く有効活用することが望ましいため、今後は再資源化を図る方向で検討を行い実施します。 民間事業者の取組を含めて、草木類のリサイクルやバイオマスに関する情報収集に努め、リサイクル方法の検討を行います。

## ③-1 効率的な収集体制と高齢者等に配慮した収集サービス

**施策13 効率的な収集体制**

本市では、継続的に安定的なごみ処理体制を確保するため、2025（令和7）年度から名護市一般廃棄物処理施設が稼働しています。名護市一般廃棄物処理施設の稼働に伴い、ごみ処理施設の処理方法に応じたごみの分別区分が変更されました。

分別区分の変更に伴い、効率的な収集体制の整備を図ります。

実施主体	取組内容
行政	ごみ減量及び資源化の取組に対応した効率の良い収集体制の整備を図ります。

**施策14 高齢者及び障がい者への収集サポート**

本市では、生活介助を要する高齢者や障がい者などが在宅する世帯へのごみ排出支援サービスを実施しています。

今後、ますます進行する高齢化社会に向けて、現在行っている特別収集及びサポート収集を福祉分野の部署と連携を強化し、スムーズに対応ができるよう体制を整えます。

実施主体	取組内容
市民	ごみ出しに困っている高齢者及び障害者がいた場合は、市に積極的に協力します。
行政	特別収集及びサポート収集を福祉分野の部署と連携を強化し、収集サポート体制を整えます。

### ③-2 安心・安全なごみ処理施設

#### 施策 15 名護市一般廃棄物処理施設の運用と長寿命化

2025（令和7）年度から稼働している名護市一般廃棄物処理施設について、継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保し、効果的に運用します。

また、今後も名護市一般廃棄物処理施設を継続使用していくため、日常の適正な運転管理と定期点検による適切な整備や修繕を行うとともに、概ね10～15年ごとに基幹的設備改良事業等を実施し、施設の長寿命化・延命化を図ります。

実施主体	取組内容
行政	本市における継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保するため、名護市一般廃棄物処理施設を効果的に運用します。

#### 施策 16 リサイクルセンターの活用

2025（令和7）年度から稼働している名護市一般廃棄物処理施設のリサイクルセンターは、市民への4R推進に係る啓発機能を有した施設として整備しており、本市における循環型社会の実現に資する啓発活動の拠点として効果的に活用します。

実施主体	取組内容
行政	リサイクルセンターは、本市における循環型社会の実現に資する啓発活動の拠点として効果的に活用します。

### ③-3 安定的な最終処分先の確保

#### 施策 17 沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場への埋立

資源化のできない一部の焼却残渣や不燃残渣は、沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（安和エコパーク）において最終処分を行います。

実施主体	取組内容
行政	安定的な最終処分先として、沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（安和エコパーク）を位置付けます。

### ③-4 適正処理の実施

#### 施策 18 適正処理困難物の対応

本市では、市で処理できない適正処理困難物として「消火器」、「タイヤ」、「ピアノ」、「バッテリー」などの35品目を指定しています。

市で指定している適正処理困難物については、ごみ出しルールの周知徹底を行い、適正な処理がなされるように努めます。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	処理困難物は、市のごみ出しルールを守り、適正に分別排出します。
行政	「消火器」、「タイヤ」、「ピアノ」、「バッテリー」など、指定している適正処理困難物については、ごみ出しルールの普及・啓発を行い、適正な処理の啓発に努めます。
	特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努めます。
	リサイクル技術の向上、社会環境の変化等に柔軟に対応し、よりリサイクルが進むよう収集・受け入れを行わない品目について見直し・追加を行います。

#### 施策 19 特定の製品に対するリサイクルルートの活用

「テレビ」、「冷蔵・冷凍庫」、「エアコン」、「洗濯・衣類乾燥機」といった家電4品目や「パソコン」等の小型家電、「食品トレー」等の容器包装廃棄物など、個別のリサイクル法が整備されている品目については、それぞれの法に基づいてリサイクルを行う必要があります。

行政は特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努め、市民及び事業者は制度を理解し、分別排出に協力します。

実施主体	取組内容
市民	個別リサイクル法が整備されている特定の製品は、適正に分別排出します。
事業者	特定事業者のうち、「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務により、再商品化に努めます。
行政	特定の製品に対するリサイクルのしくみや制度の普及・啓発に努めます。
	リサイクル技術の向上、社会環境の変化等に柔軟に対応し、よりリサイクルが進むよう収集・受け入れを行わない品目について見直し・追加を行います。

## 施策 20 災害ごみ対策

近年、全国各地で大規模な災害が起こっており、突発的に発生する災害によって生じる災害廃棄物の処理に備えた体制を事前に整えておく必要があります。行政は、短期間に集中的かつ多量に発生・排出される災害ごみ等を生活環境に支障が生じないように効率的に収集・処理するため、災害廃棄物処理計画を策定し、収集・処理体制を整えます。災害廃棄物処理計画は、名護市地域防災計画との整合が図られたものとします。

実施主体	取組内容
市民	災害時にはごみが散乱しないよう注意し、災害廃棄物が速やかに収集できるよう市に積極的に協力します。
行政	災害廃棄物処理計画を策定し、突発的に発生する災害廃棄物の処理に柔軟に対応できるように備えます。

## 施策 21 緊急時のごみ処理体制の構築

一般廃棄物の処理は行政の責務であることから、災害時などにおけるごみ処理機能不全等の緊急時においても安定的な処理機能を確保する必要があり、時には、他市町村と協力して取り組む必要があります。

沖縄本島内の廃棄物処理施設では、「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」を締結しており、2020（令和2）年度に本市を含む3施設が協定に加わりました。「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」に基づき、沖縄本島北部地域内市町村での緊急時のごみの安定処理を進めます。

実施主体	取組内容
行政	「一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定」に基づき、沖縄本島内市町村でのごみの安定処理を進めます。

## 施策 22 在宅医療廃棄物の対応

在宅医療によって生じる在宅医療廃棄物は、排出される廃棄物の種類に応じて適切に回収・処理する必要があります。

家庭から排出される在宅医療廃棄物については、関係医療機関等と連携し、安全に回収及び処理されるシステムを構築します。

実施主体	取組内容
市民	市のごみ出しルールを守り適正に分別排出します。
行政	関係医療機関等と連携し、安全に回収及び処理されるシステムを構築します。

## ④-1 不法投棄をさせないための仕組みづくり

## 施策23 不法投棄の防止対策

本市では、警察及び各区と連携し、不法投棄の防止に向けた監視パトロールを実施しています。今後も不法投棄巡視員の体制を強化・拡充するなど、監視体制の充実を図るとともに、不法投棄等を行なった者に対しては、厳格な対応を行い、不法投棄の防止に努めます。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	市のごみ出しルールを守り適正に分別排出します。
行政	適正処理に努めるよう、法令やごみ出しルールの普及・啓発、ポイ捨て防止対策に努めます。
	不法投棄巡視員の体制を強化・拡充するなど監視体制の充実を図ります。
	不法投棄等を行った者に対しては、法令及びルールの遵守を強く求めるとともに、必要に応じて警察や沖縄県とも連携し、厳格な対応を行います。
	警察及び行政区などと連携を図ります。

## 施策24 一般廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導の徹底

一般廃棄物の収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、行政からの委託もしくは許可を受けた業者によりのみ行うことが可能です。市は、不適正に一般廃棄物を収集運搬及び処理する業者がないように監視し、そのような業者があれば、適正な収集運搬及び処理を促すよう指導を行います。

実施主体	取組内容
行政	市内で不適正に一般廃棄物を収集運搬及び処理する業者がないように監視し、適正な収集運搬及び処理を促すよう指導を行います。

## ④-2 環境美化の推進

### 施策 25 ボランティア清掃活動の推進

本市では、市内での公共の場所（道路、海岸、河川、公園）において、ボランティア清掃を支援するため、ボランティアごみ袋を無料で配付しています。

市内の環境美化の推進を図るため、ボランティア清掃活動がより活発に行なわれるように更なる支援について検討を行い実施します。

実施主体	取組内容
市民及び事業者	ボランティア清掃に積極的に参加します。
行政	ボランティア清掃が、より活発に行われるように更なる支援について検討を行い実施します。 国、県と連携し、ボランティア清掃を行う者がより活動しやすい体制を構築します。



## (6) ごみ処理に係る数値目標

本市では、今後も人口が増加すると予測されていますが、1人当たりの排出量を減少させることを目標として設定します。

なお、リサイクル率については、プラスチック製容器包装及び食用油が焼却処理となったことに伴い、大きく減少となることが見込まれますが、2024（令和6）年度実績とほぼ同じ水準を目指すこととします。

以上より、ごみ処理に係る数値目標を以下のとおりとしました。

### 目標1 ごみ排出量を2030（令和12）年度において18,898 t/年以下にする。

本市では、人口や世帯数の増加もあり、ごみ排出量が増加傾向にあります。今後、ごみ減量化に関する取組を推進することで、ごみ排出量の増加を抑制し減少傾向に転じさせることを目指します。

1人1日当たりのごみ排出量を2030（令和12）年度において2013（平成25年度）と同じ782g/人・日とし、ごみ排出量は18,898 t/年以下とすることを目標とします。

### 目標2 リサイクル率は2024（令和6）年度の水準を維持する。

国では、廃棄物処理施設整備計画において2027（令和9）年度にリサイクル率を28%と設定しており、県の目標においては、県内のリサイクル率を2025（令和7）年度に22%と設定しています。

本市においては、2025（令和7）年度から稼働している新たな名護市一般廃棄物処理施設に合わせて、分別区分及び処理方法を見直し、その他プラスチック、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装及び食用油を焼却処理しています。

そこで、本計画におけるリサイクル率の目標は、分別区分が変更後も2024（令和6）年度の水準を維持することで12.2%以上にすることを目標とします。

### 目標3 最終処分率を排出量の5.6%未満にする。

本市の最終処分量は、2024（令和6）年度で1,173 t/年となっており、排出量に占める割合は5.6%となっています。

現在、2025（令和7）年度から稼働している新たな名護市一般廃棄物処理施設の実績はないものの、分別区分及び処理方法を見直し、その他プラスチック、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装及び食用油を焼却処理しているため、最終処分率は増加すると見込まれています。

そこで、本計画における最終処分率の目標は、分別区分が変更後も2024（令和6）年度の水準を維持することとし、5.6%未満にすることを目標とします。

①ごみ排出量 (表 5. 23、図 5. 22)

目標を達成させるには、1人1日当たりのごみ排出量を782g/人・日に減量させる必要があります。ごみ排出量の目標は以下に示すとおりです。

表 5. 23 ごみ排出量の目標

	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度	2024 (R6) 年度比 (%)
人口 (人)	64,288	66,212	3.0
排出量 (t/年)	21,015	18,898	-10.1
家庭系ごみ (t/年)	9,209	8,281	-10.1
事業系ごみ (t/年)	11,263	10,128	-10.1
直接搬入ごみ (t/年)	543	488	-10.1
1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	896	782	-12.7

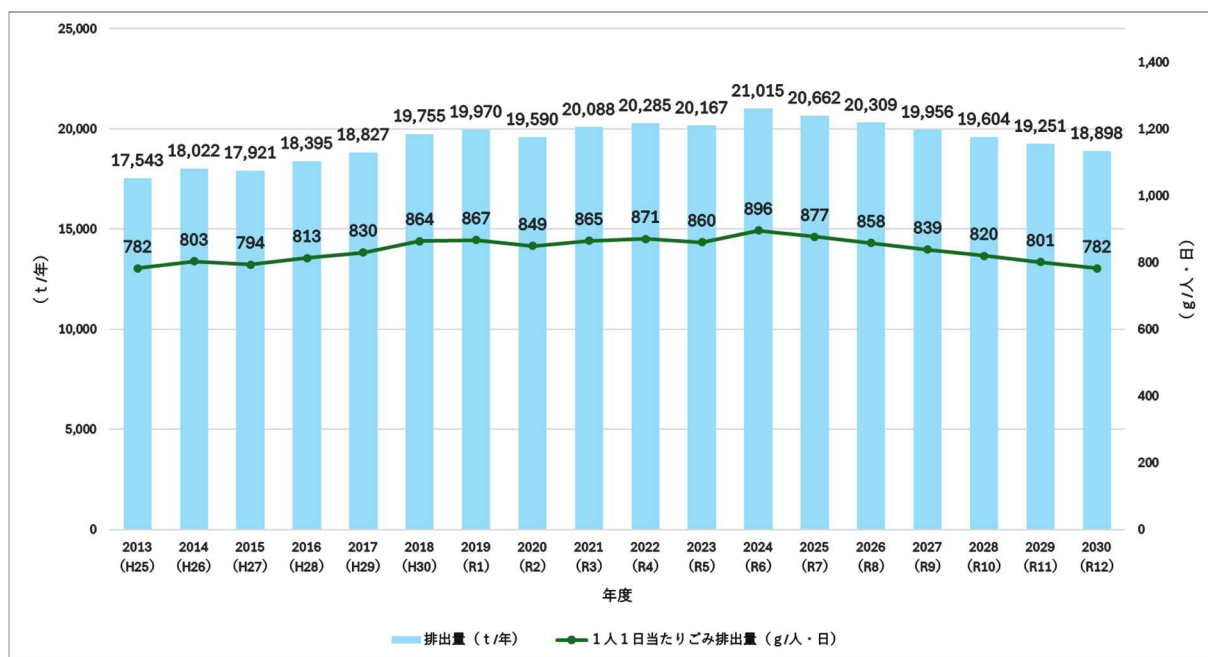


図 5. 22 ごみ排出量の目標

## ②リサイクル率（表 5.24、図 5.23）

本市におけるリサイクル率の目標を以下に示します。

名護市一般廃棄物処理施設の稼働に伴い、外部委託処理していたその他プラスチック、資源ごみとして収集しているプラスチック製容器包装及び食用油を焼却処理することにより、2025（令和7）年度からのリサイクル率が低下すると見込まれていますが、2030（令和12）年度では2024（令和6）年度と同じ水準を保つことを目標とし、2030（令和12）年度に12.2%を目標とします。

表 5.24 資源化量とリサイクル率の目標

	2024（R6）年度 現状	2030（R12）年度 計画目標年度
ごみ排出量 （t/年）	21,015	18,898
資源化量 （t/年）	2,554	2,312
リサイクル率 （%）	12.2	12.2

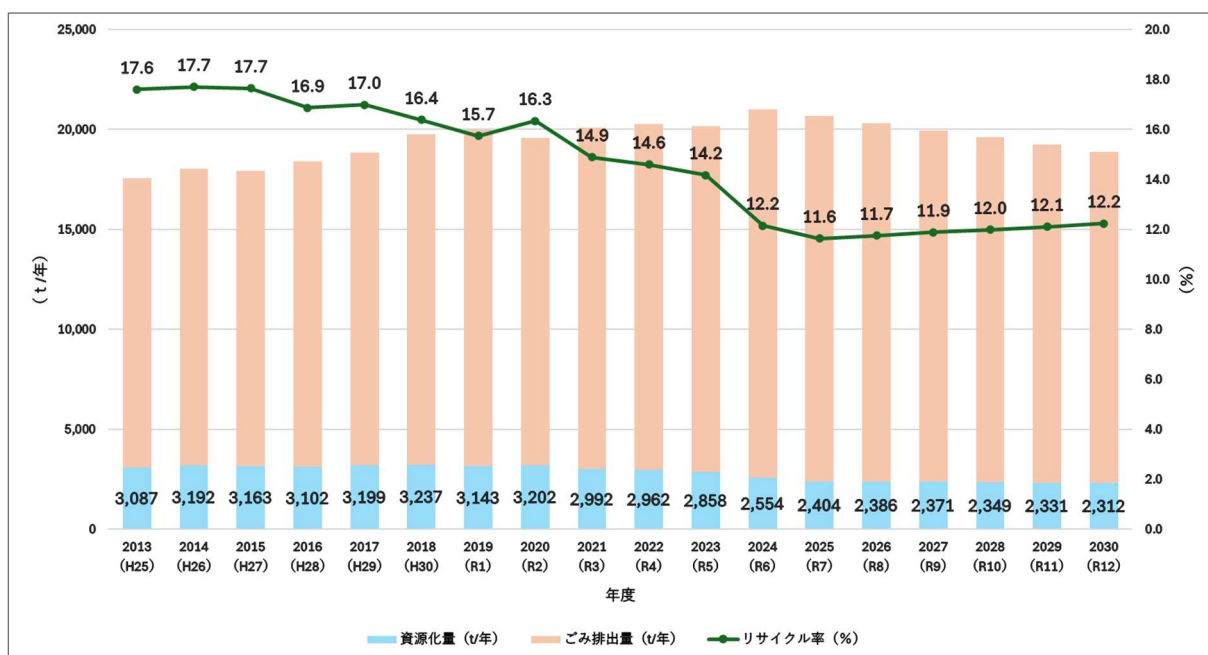


図 5.23 資源化量とリサイクル率の目標

### ③最終処分量 (表 5.25、図 5.24)

名護市一般廃棄物処理施設での処理実績がないため、本計画における最終処分率の目標は、分別区分が変更後も 2024 (令和 6) 年度の水準を維持することとし、2030 (令和 12) 年度において最終処分量を 1,031 t/年とすることを目標とします。

表 5.25 最終処分量と最終処分率の推移

	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度
ごみ排出量 (t/年)	21,015	18,898
最終処分量 (t/年)	1,173	1,031
最終処分率 (%)	5.6	5.5

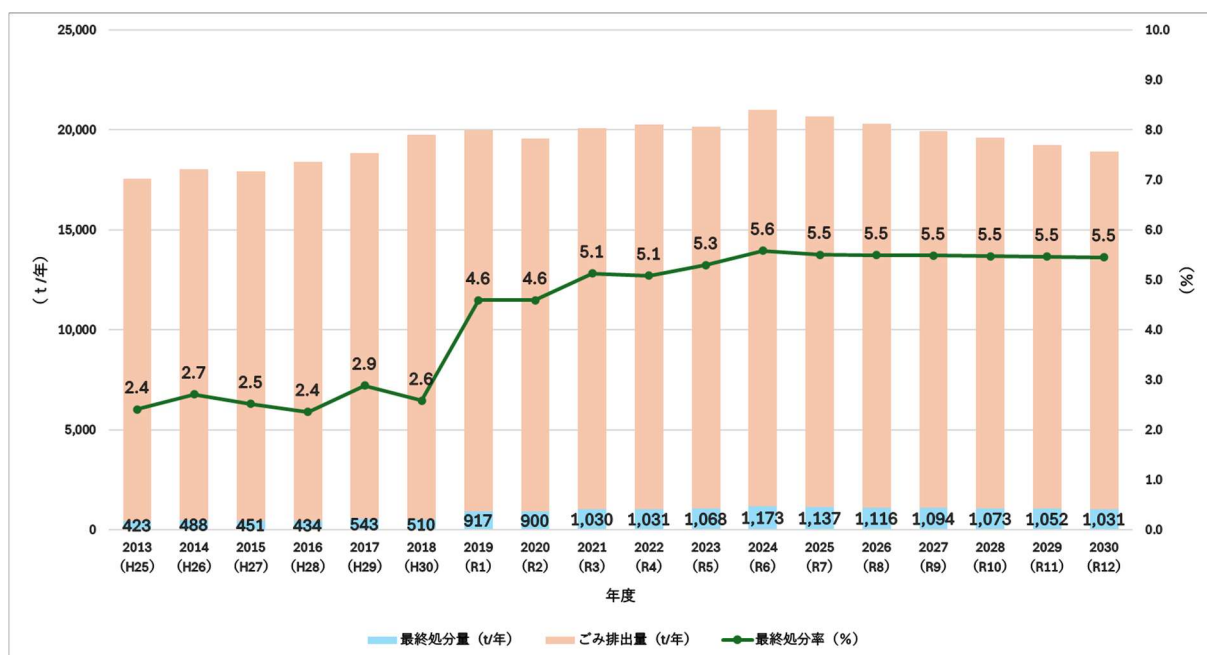


図 5.24 最終処分量と最終処分率の推移

## (7) 収集運搬計画 (表 5.26~5.27)

本市の今後のごみの収集運搬計画において、計画収集区域は、現状と同様に市内全域とします。

名護市一般廃棄物処理施設稼働後の 2025 (令和 7) 年度以降のごみの収集運搬の方法を以下に示します。

これまで、分別を行っていたプラスチック製容器包装、その他プラスチック・ビニール、ゴム製品、食用油を燃やしていいごみとして、家庭用金属類と小型家電製品をまとめて金属類として扱うことにより、ごみ分別を簡素化し、市民の分別に係る負担を軽減しました。

分別の簡素化により収集回数も変わり、これまで月 1 回の収集であったゴム製品及び食用油、月 2 回の収集であったその他プラスチック・ビニールごみ、週 1 回の収集であったプラスチック製容器包装が燃やしていいごみとして週 2 回の収集へ、月 1 回の収集であった家庭用金属類及び小型家電製品が金属類として月 2 回の収集へ変更となりました。

また、月 1 回の収集であった有害ごみについては、バッテリー類、ライター類、ガス・スプレー缶を含めた有害危険ごみとして月 2 回の収集に変更し、ごみ排出の機会を増やすことにより、市民の利便性向上を図っています。

表 5.26 ごみの収集運搬方法 (家庭系ごみ : 2025 (令和 7) 年度~)

種類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法	
家庭系ごみ	燃やしていいごみ (燃やしていいごみ 紙おむつ、その他プラスチック・ビニール、 プラスチック製容器包装、ゴム製品、 食用油を含む)	市内全域	市(委託)、排出者	週 2 回	市の指定袋に入れ搬出する。 紙おむつは任意の透明の袋で 排出可能。	原則戸別収集	
	燃えないごみ		市(委託)、排出者	月 2 回	市の指定袋に入れ搬出する。	原則戸別収集	
	資源ごみ		空きびん・ガラス類	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			空き缶	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			ペットボトル	市(委託)、排出者	週 1 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
			古紙類	市(委託)、排出者	週 1 回	種別 (5 種類) ごとに紙紐で 束ねて出す。但し、雑紙など 紙紐で束ねることのできない 小さな紙類は、紙袋等に入れ て出すことができる。	原則戸別収集
			古着	市(委託)、排出者	週 1 回	紐で束ねて出す。	原則戸別収集
			金属類 (家庭用金属、小型 家電)	市(委託)、排出者	月 2 回	かご等に入れて出す。	原則戸別収集
	有害危険ごみ		市(委託)、排出者	月 2 回	蛍光灯は割れないような措置 (新品を購入した際破棄され る箱に入れる等) をして出 す。電池類、バッテリー類、 ライター類、ガス・スプレー 缶はそれぞれ別のかご等に入れ て出す。	原則戸別収集	
	粗大ごみ		市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集	
	特定家庭用機器再商品化法 (家電 リサイクル法) 対象機器		市(委託)、排出者	必要のつど	申し込み制	原則戸別収集	

表 5.27 ごみの収集運搬方法 (事業系ごみ : 2025 (令和 7) 年度~)

種類		収集区域	収集運搬主体	収集回数	出し方	収集方法
事業系 ごみ	家庭系ごみ同様	市内全域	許可業者、排出者	必要のつど	有料ごみの 4 品目は市指定ご み袋に入れて出す。 4 品目以外は用途に応じて。	許可業者又は自 己搬入

## (8) 中間処理計画

### ①ごみ処理の流れ (図 5.25)

現在のごみ処理の流れを以下に示します。

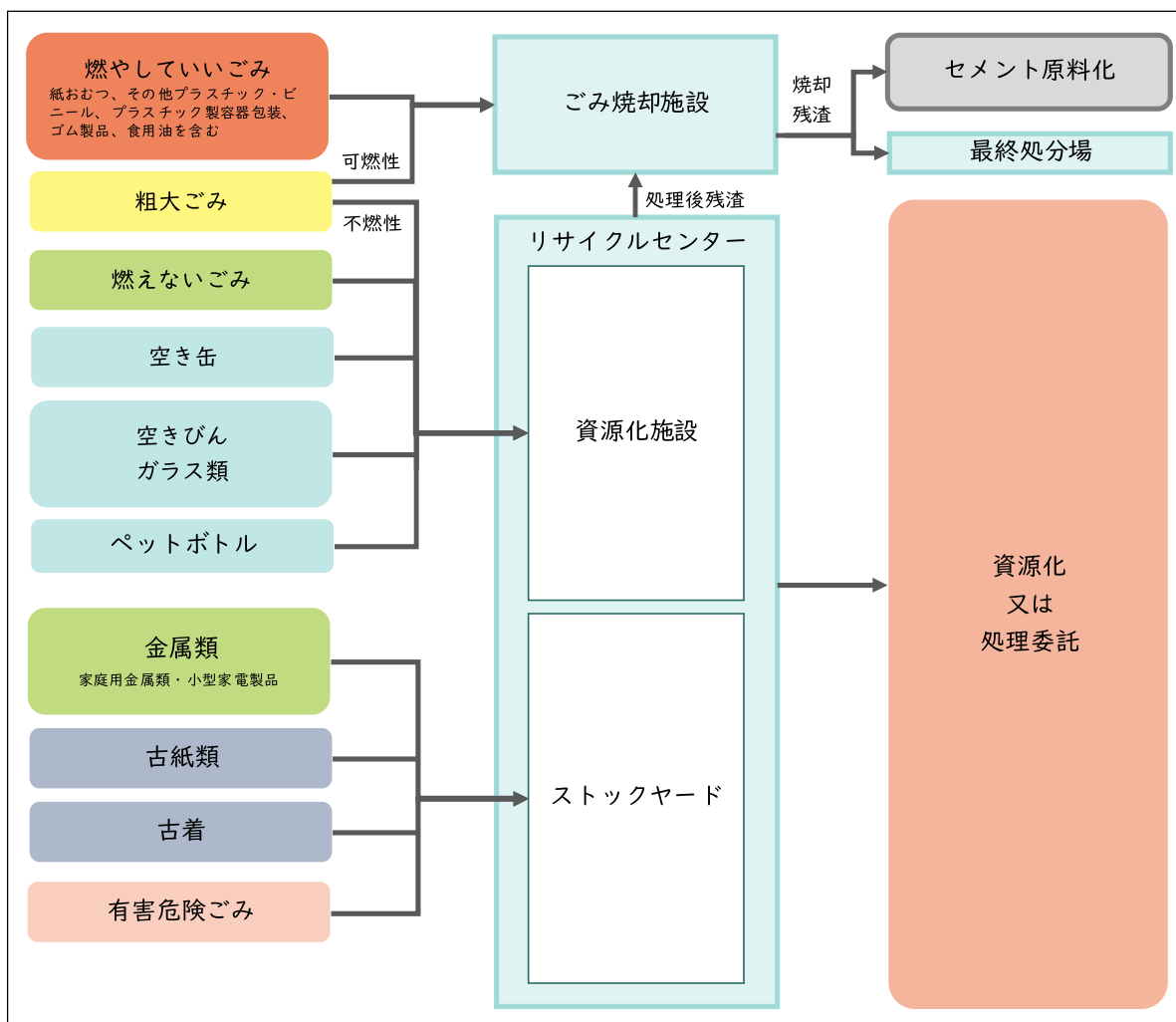


図 5.25 ごみ処理の流れ



②中間処理施設の概要（表 5.28～5.29、図 5.26）

2025（令和7）年度から供用開始した、名護市一般廃棄物処理施設（焼却施設・リサイクルセンター）の概要及び位置図を以下に示します。

表 5.28 焼却施設概要

	概 要
処 理 方 式	焼却処理-ストーカー式
稼働時間	間欠運転式（16時間/日）
炉 数	2炉
施設規模	62 t/日
建設場所	名護市安和区
処理対象物	燃やしていいごみ （その他プラスチック・ビニール、プラスチック製容器包装、ゴム製品、食用油を含む） 紙おむつ 粗大ごみ（可燃性） ○災害廃棄物等

表 5.29 リサイクルセンター概要

	概 要
処 理 方 式	破碎・選別資源化処理方式
稼働時間	5時間/日
建設場所	名護市安和区
処理対象物	粗大ごみ（不燃性）：0.4 t/5h 燃えないごみ：0.4 t/5h 空き缶：0.6 t/5h 空きびん・ガラス類：3.7 t/5h ペットボトル：0.8 t/5h  〈ストックヤード補完物〉 金属類：3.2 t/5h 古紙類：0.2 t/5h 古着：0.8 t/5h 有害ごみ：0.2 t/5h



図 5.26 名護市一般廃棄物処理施設の所在地（位置図）



## (9) 最終処分計画 (表 5.30、図 5.27)

ごみ焼却施設及びリサイクルセンターから発生する焼却残渣や不燃残渣は、2024（令和6）年度までは一般廃棄物最終処分場で処分していましたが、一般廃棄物最終処分場の閉鎖に伴い、2025（令和7）年度からは、沖縄県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場（安和エコパーク）で処分しています。

将来的な最終処分量と最終処分率の見込みを以下に示します。

表 5.30 最終処分量と最終処分率の見込み

	2024 (R6) 年度 現状	2025 (R7) 年度 供用開始	2030 (R12) 年度 計画目標年度
最終処分量 (t/年)	1,173	1,137	1,031
焼却残渣 (t/年)	1,080	1,137	1,031
燃えないごみ (t/年)	93	—	—
最終処分率 (%)	5.6	5.5	5.5

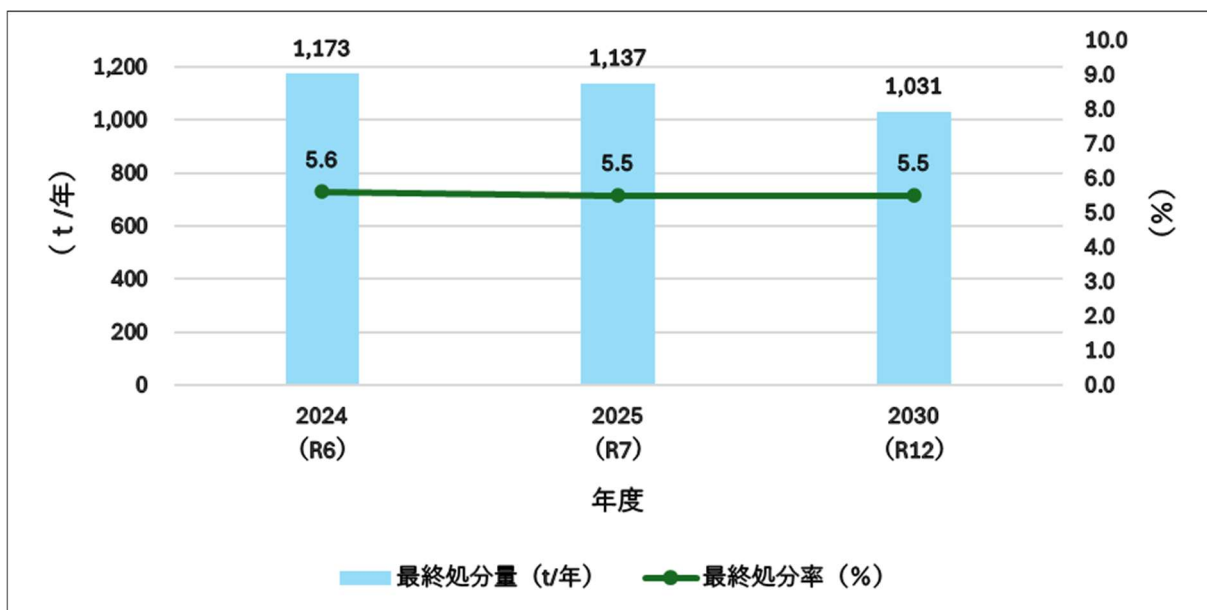


図 5.27 最終処分量と最終処分率の見込み

## (10) 施設整備計画

2025（令和7）年度からの名護市一般廃棄物処理施設稼働に伴い、旧施設の名護市環境センターについては、跡地利用や残存することでの安全性の確保などを含め、解体の時期や方法を検討します。

## (11) その他ごみ処理に関し必要な事項

### ①特別管理一般廃棄物の適正処理

#### 1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されている。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を実施します。

#### 2) ばいじん

ごみ焼却処理に伴い発生するばいじんは、焼却施設において適正に処理し最終処分します。

#### 3) 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を実施します。

### ②適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（適正処理困難物）は以下に示すとおりであり、これらの適正処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を実施することを市民及び事業者へ啓発します。

#### 【取り扱いできないもの（適正処理困難物）】

エンジン機械（耕うん機等）、エレクトーン、オイルヒーター、がれき類、金庫、建築廃材、自動車部品、消火器、水道タンク、ソーラーシステム、電動介護用ベッド、電動カート、電動車椅子、電動麻雀卓、強化プラスチック製品、タイヤ、扉（鉄製）、塗料類 等 35 品目

### ③不法投棄対策

不法投棄は、依然として行われ、また、投棄者の特定も困難であるが、ごみの不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為です。また、不法投棄の未然防止のため、2003（平成15）年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになっています。

本市では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討し実施します。

- ・市民への啓発活動とともに、看板等の設置に努める。
- ・市民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める。
- ・警察との連携でパトロールを強化し、不法投棄の未然防止を図る。

### ④災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に本市から発生する廃棄物の処理について、以下の内容をふまえて災害廃棄物処理計画を策定します。

#### 1) 応急体制の整備

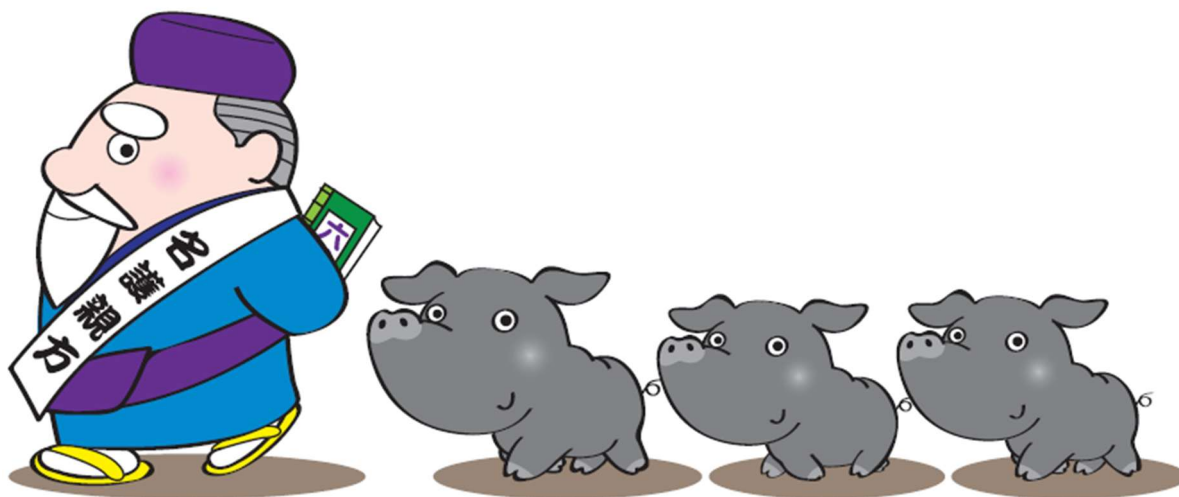
震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町村や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。

災害時の廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- ・倒壊家屋等のがれきりやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- ・ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を実施する。

#### 2) 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、県等と協力して確保を図ります。



## 5-3 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水処理の現状

#### ①生活排水の処理体系 (図 5.28)

本市の生活排水処理体系を以下に示します。

生活排水は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、浄化槽によって処理され、処理水が公共用水域に放流されています。浄化槽汚泥は汲取りし尿とともに名護市衛生センターにおいて処理しています。

なお、一部の生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流がされており、下水道、浄化槽による処理を行ったうえで放流する必要があります。

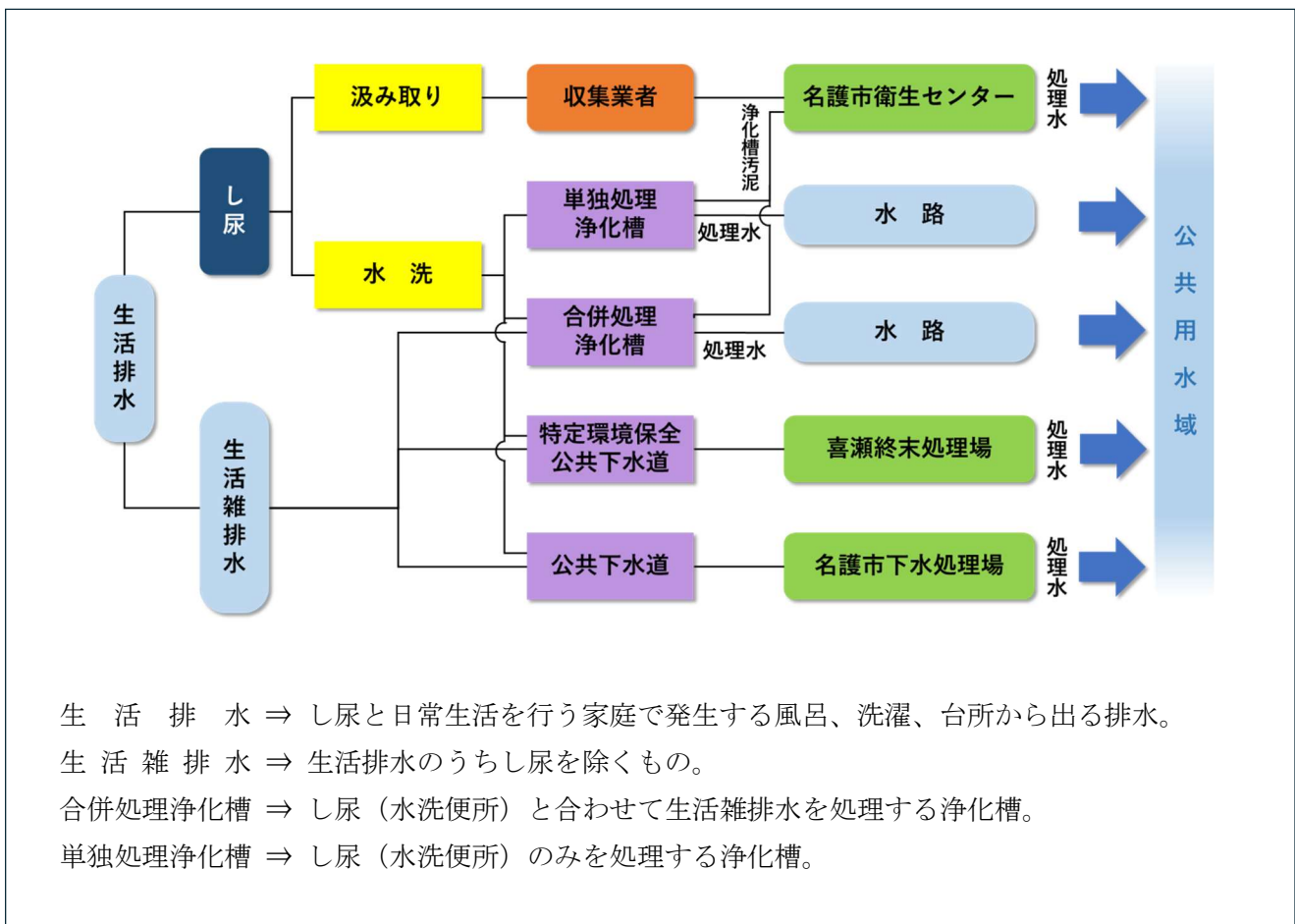


図 5.28 生活排水処理体系

②処理体系別人口（表 5.31、図 5.29）

本市の生活排水処理形態別人口と生活排水処理率の推移を以下に示します。

生活排水処理率をみると、2014（平成 26）年度から徐々に向上し、2024（令和 6）年度では 72.9%（2013（平成 25）年度から 7.3 ポイント上昇）となりました。

表 5.31 処理形態別人口の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
行政区域内人口	人	61,465	61,494	61,683	61,970	62,146	62,626	62,936	63,214	63,644	63,817	64,040	64,288
生活排水処理人口	人	40,293	38,153	38,701	39,795	41,581	41,407	41,667	44,131	44,484	45,872	45,720	46,867
下水道人口	人	36,555	34,417	34,748	35,567	37,069	36,852	36,824	38,996	39,240	40,242	39,796	40,255
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口（合併浄化槽）	人	3,738	3,736	3,953	4,228	4,512	4,555	4,843	5,135	5,244	5,630	5,924	6,612
生活排水未処理人口	人	21,172	23,341	22,982	22,175	20,565	21,219	21,269	19,083	19,160	17,945	18,320	17,421
浄化槽人口（単独浄化槽）	人	8,413	8,048	8,048	8,048	8,048	7,682	7,684	7,684	7,318	7,318	7,348	9,166
汲み取り人口		12,759	15,293	14,934	14,127	12,517	13,537	13,585	11,399	11,842	10,627	10,972	8,255
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	65.6%	62.0%	62.7%	64.2%	66.9%	66.1%	66.2%	69.8%	69.9%	71.9%	71.4%	72.9%

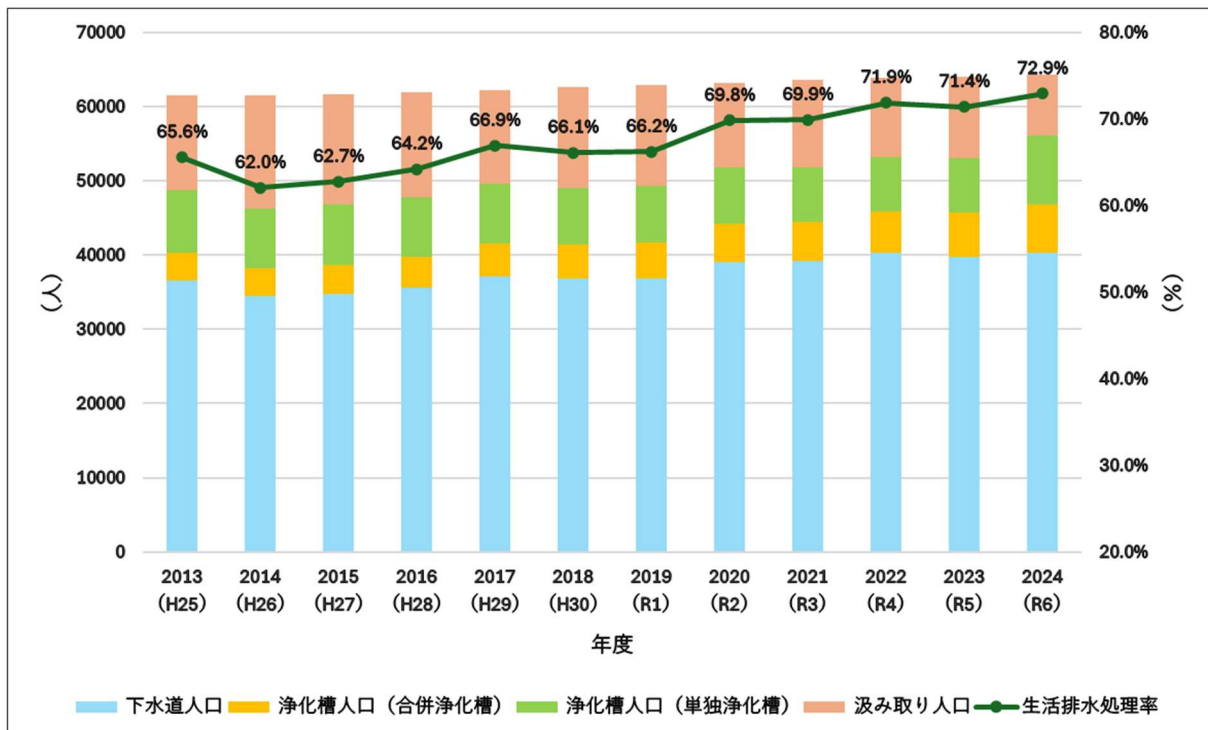


図 5.29 処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

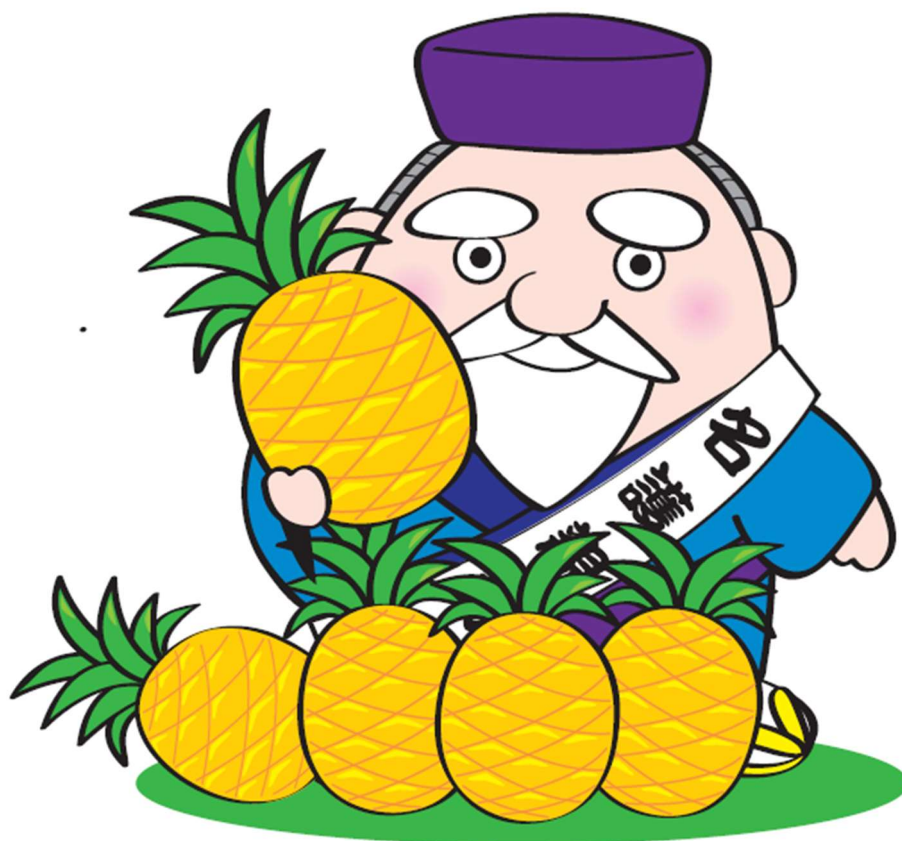
### ③収集・運搬（表 5.32）

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者によって、収集運搬が行われています。

なお、許可業者は、2025（令和7）年度時点で12社となっています。

表 5.32 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法

種類	収集運搬主体	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	必要のつど	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者	必要のつど	許可業者



④し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移 (表 5.33、図 5.30)

本市のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移を以下に示します。

し尿処理量は2018(平成30)年度以降は減少傾向にあり、2024(令和6)年度では4,240kL/年となっています。

一方、浄化槽汚泥量は、2018(平成30)年度以降増加していましたが、2024(令和6)年度は減少に転じ、8,480kL/年となっています。

表 5.33 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

		2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
収集量	kL/年	10,231	10,113	9,696	10,348	10,087	12,405	13,278	13,359	13,456	13,381	13,381	12,719
し尿	kL/年	6,618	4,250	3,610	4,704	4,585	5,169	4,426	4,453	4,485	4,460	4,460	4,240
	L/人日	1.42	0.76	0.66	0.91	1.00	1.05	0.89	1.07	1.04	1.15	1.11	1.41
浄化槽汚泥	kL/年	3,613	5,863	6,086	5,644	5,502	7,236	8,852	8,906	8,971	8,921	8,921	8,480
	L/人日	0.81	1.36	1.39	1.26	1.20	1.62	1.94	1.90	1.96	1.89	1.84	1.47
自家処理量	kL/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

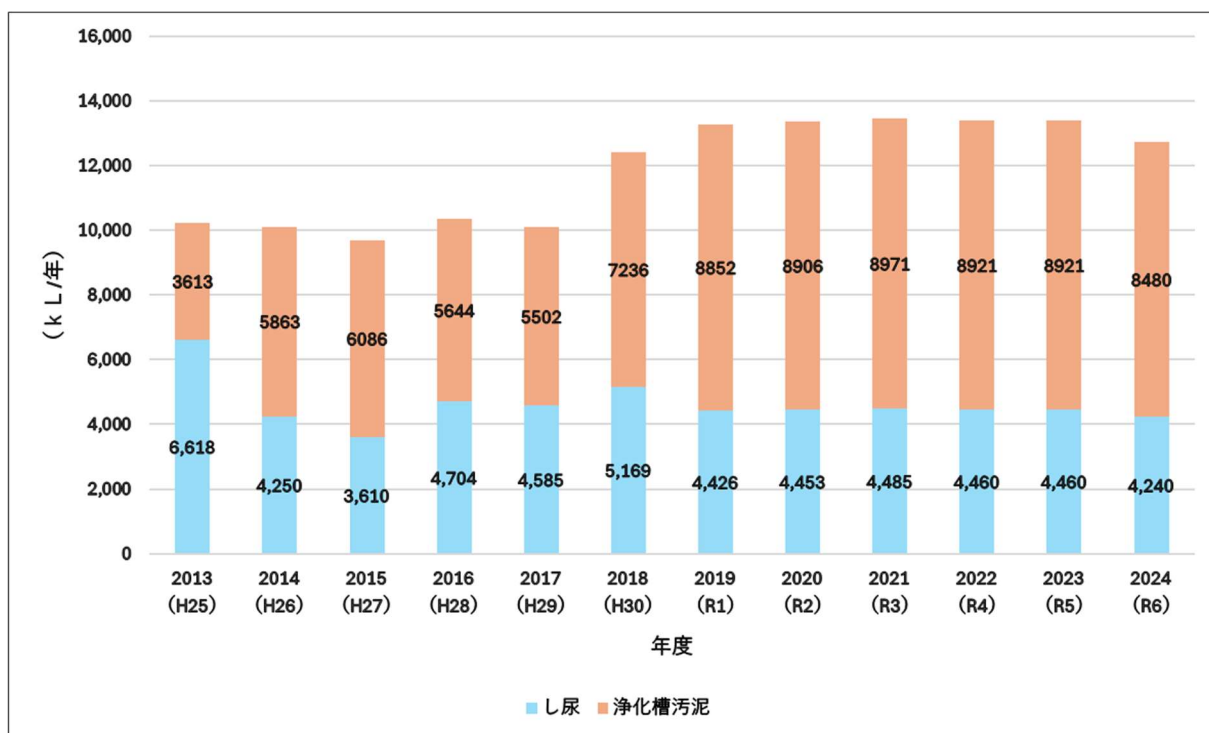


図 5.30 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

## （２）生活排水処理の基本理念

「第５次名護市総合計画」では、まちづくりの基本方針を７つ定めており、その中に「暮らしやすいまちづくり」という一般廃棄物の処理に関する基本方針があります。

この基本方針を実現するために、施策４「上・下水道の充実」では、適切に生活排水を処理することで、環境に優しく、衛生的なまちづくりを進めることとしています。

生活排水処理基本計画では、総合計画において掲げられている施策を踏まえ、以下に示す基本理念を掲げ、名護市における循環型社会の構築に向けた取組を推進するものとします。

### 【生活排水処理の基本理念】

#### 生活排水処理率の向上

## （３）生活排水処理の基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び目標達成の実現を図るため、以下のとおり基本方針を設定します。

### 基本方針１ 生活排水処理の推進

現在未処理のまま、公共用水域に放流されている一部の生活雑排水を適正に処理するため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備を推進し、水洗化率の向上を目指します。

合併処理浄化槽の整備については、下水道区域や農業集落排水区域等を除いた区域を浄化槽処理促進区域として指定し、公共浄化槽整備事業を活用することで、合併処理浄化槽の整備の推進と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。また、公共が関与した維持管理を実施することで、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口等を減少させ、生活排水処理率の向上を図るものとします。

### 基本方針２ 水質保全に対する市民啓発の推進

水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する意識の向上を図ります。

#### (4) 生活排水処理に係る数値目標 (表 5.34、図 5.31)

計画目標年度(2030(令和12)年度)における生活排水処理率の数値目標は、以下のとおりとします。

なお、本数値の基となる下水道人口や浄化槽人口等の処理形態別人口については、下水道整備に係る沖縄汚水再生ちゅら水プラン 2023(令和5年3月)との整合性を踏まえた数値とします。

**目標 生活排水処理率を92.2%以上にする。**

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理を進めるものとし、計画目標年度(2030(令和12)年度)において生活排水処理率を92.2%以上とすることを目標とします。

表 5.34 計画目標年度における生活排水処理率

	単位	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度
行政区域内人口	人	64,288	66,212
生活排水処理人口	人	46,867	61,049
下水道人口	人	40,255	46,613
下水道普及率	%	62.6%	70.4%
農業集落排水人口	人	0	2,034
浄化槽人口(合併浄化槽)	人	6,612	12,402
生活排水未処理人口	人	17,421	5,163
浄化槽人口(単独浄化槽)	人	9,166	2,716
汲み取り人口	人	8,255	2,447
自家処理人口	人	0	0
生活排水処理率	%	72.9%	92.2%

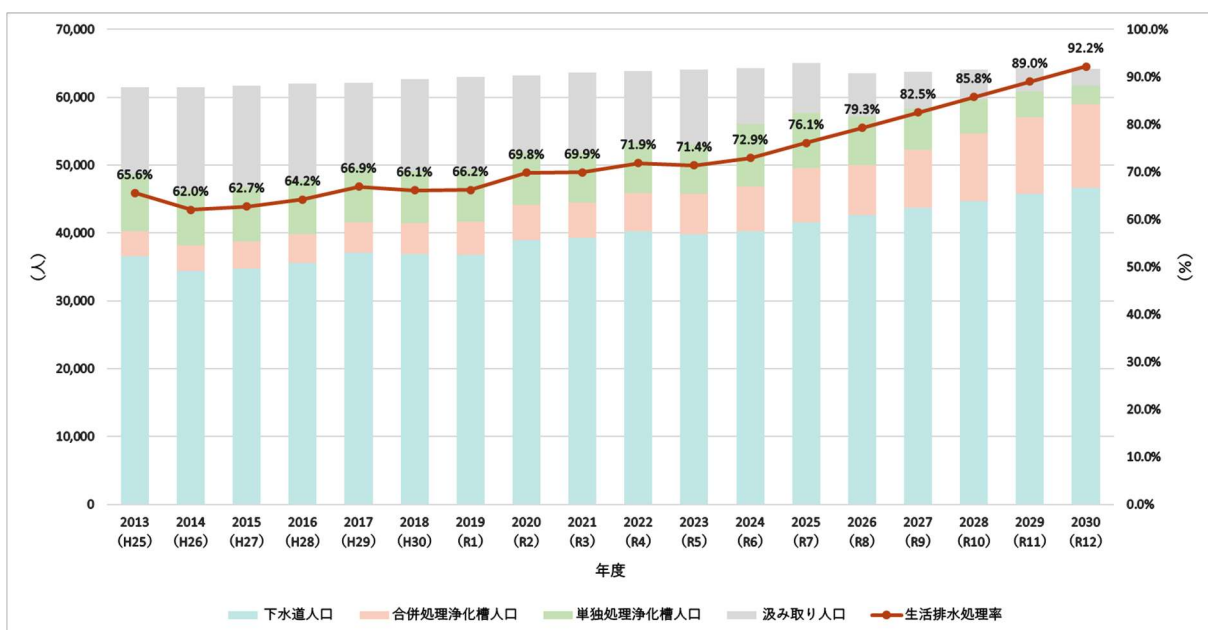


図 5.31 計画目標年度における生活排水処理率

## (5) 収集・運搬計画 (表 5.35)

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、今後も現状と同様に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき許可された一般廃棄物処理業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可された浄化槽清掃業者によって行うものとします。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法を以下に示します。

表 5.35 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法

種類	収集運搬主体	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	必要のつど	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者	必要のつど	許可業者



## (6) 中間処理計画 (表 5.36、図 5.32)

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、新たなし尿受入施設の供用開始後 1 年間は、引き続き名護市衛生センターにおいても適正に処理するものとします。

また、本施設は、1973 (昭和 48) 年に竣工し、施設の老朽化に伴い、新たな施設が整備され、2026 (令和 8) 年度から供用開始となります。し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保するため、名護下水処理場に統合して、一括処理することにより効率的な維持管理や行政施設の集約化を行います。

計画目標年度である 2030 (令和 12) 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理量を以下に示します。

表 5.36 中間処理量の見込み

		単位	2024 (R6) 年度 現状	2030 (R12) 年度 計画目標年度
収集量		kL/年	12,719	9,371
	し尿	kL/年	4,240	1,259
		L/人日	1.41	1.41
	浄化槽汚泥	kL/年	8,480	8,112
		L/人日	1.47	1.47
自家処理量	kL/年	0	0	

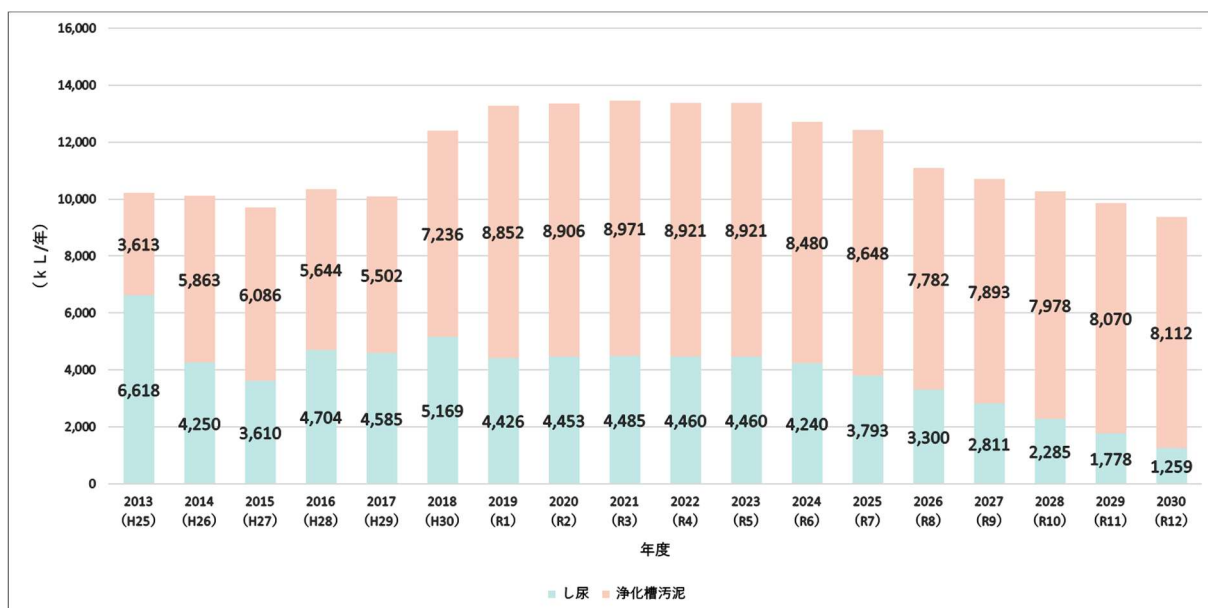


図 5.32 中間処理量の見込み

## (7) 最終処分計画

し渣は、ごみ焼却施設にて焼却処理します。また、汚泥は脱水後、肥料化するものとします。

## (8) 施設整備計画

### ①し尿受入施設の概要

2026（令和8）年度から、新たなし尿受入施設が供用開始となります。当該施設は、名護市役所から国道58号を挟んだ正面に位置する下水処理場の敷地内にあります。

### ②既存施設の解体計画

既存施設である名護市衛生センターについては、跡地利用や残存することでの安全性の確保などを含め、解体の時期や方法を検討します。

## (9) その他し尿に関し必要な事項

### ①市民に対する広報・啓発活動

水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

### ②災害時のし尿処理に係る計画

地震、台風及び集中豪雨等の大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集運搬ルートの検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築します。

